

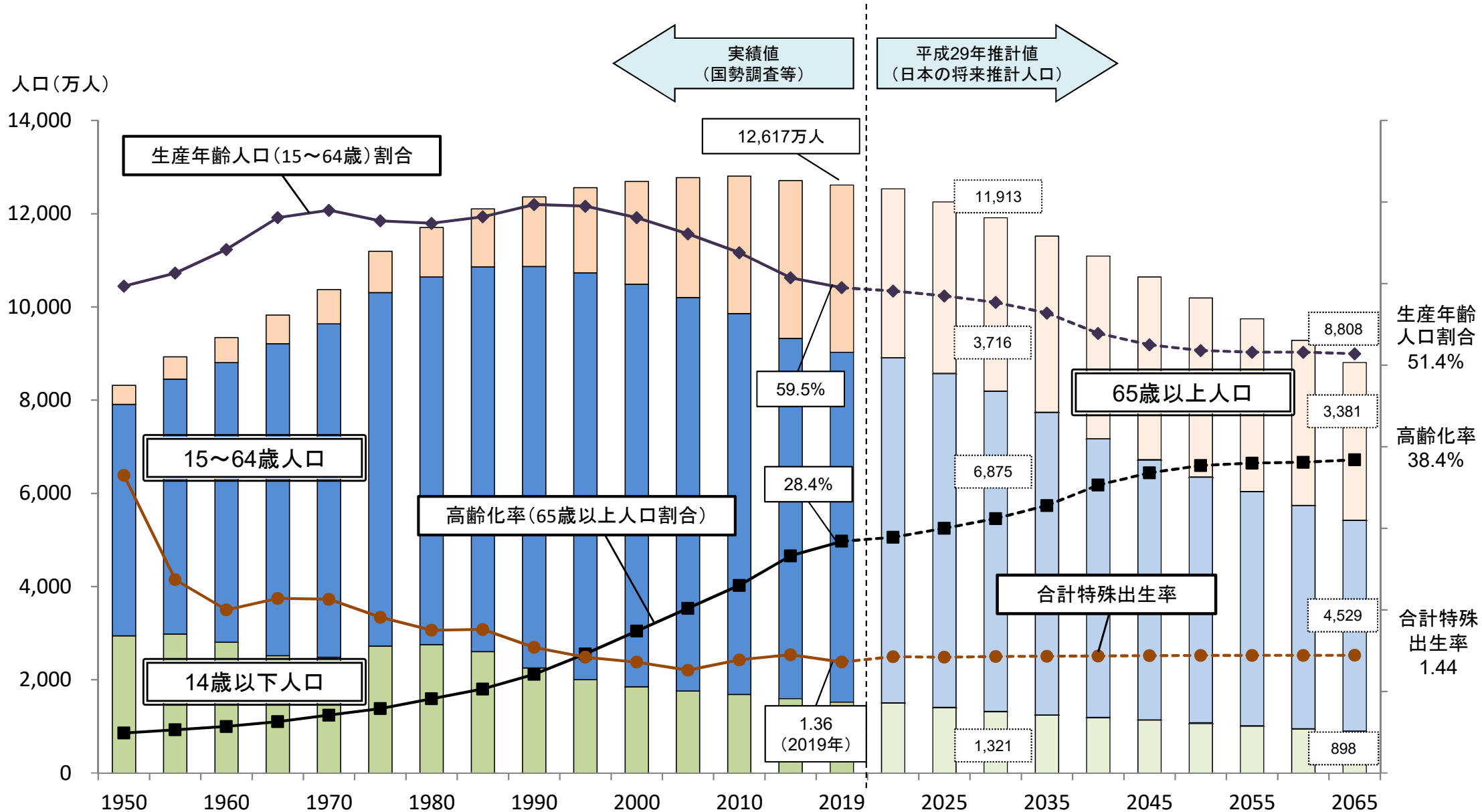
保育を取り巻く状況について

令和3年5月26日
厚生労働省子ども家庭局保育課

1 人口構造の変化について

日本の人口の推移

○ 日本の人口は今後も減少基調が続くことが見込まれる。

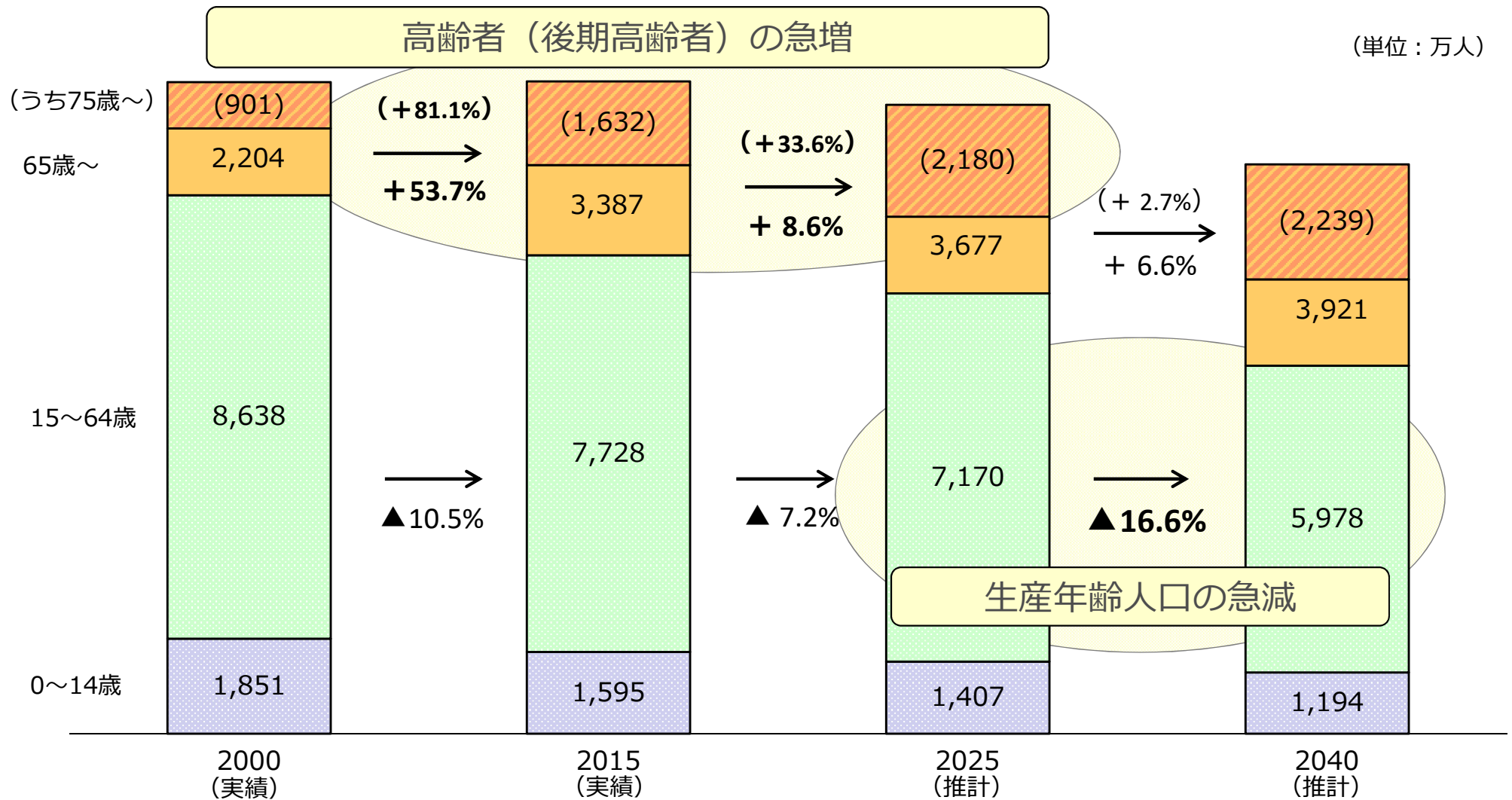


(出所) 2019年までの人口は総務省「人口推計」(各年10月1日現在)、高齢化率および生産年齢人口割合は、2019年は総務省「人口推計」、それ以外は総務省「国勢調査」
 2019年までの合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、
 2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計):出生中位・死亡中位推計」

2025年までの社会の変化と2025年以降の社会の変化

○ 特に生産年齢人口は今後急減するものと見込まれる。

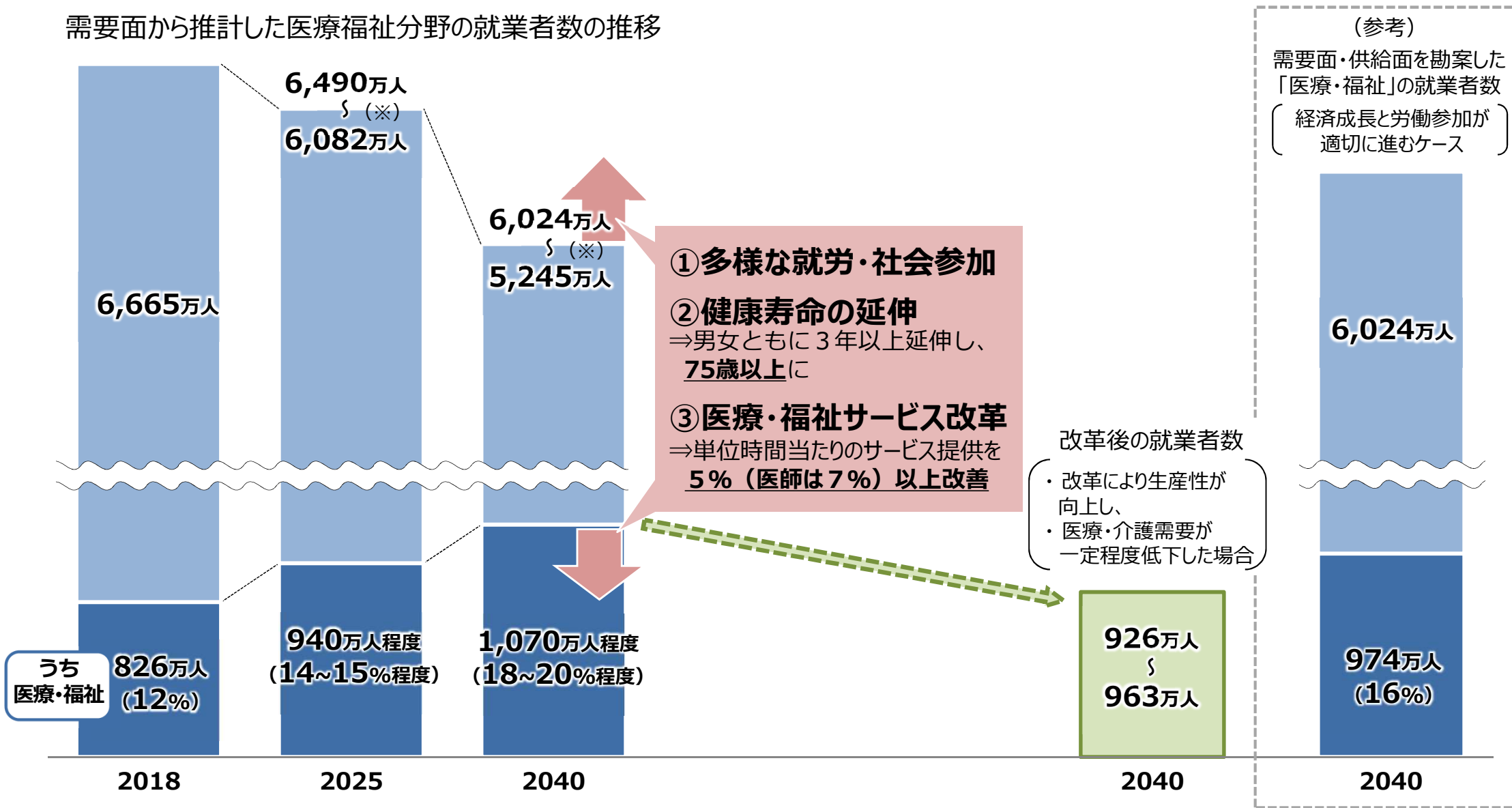
【人口構造の変化】



2040年に向けたマンパワーのシミュレーション（平成30年5月21日）の改定

○2040年には就業者数が大きく減少する中で、医療・福祉職種の人材は現在より多く必要となる。

需要面から推計した医療福祉分野の就業者数の推移



※総就業者数は独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計」（2019年3月）による。
 総就業者数のうち、下の数値は経済成長と労働参加が進まないケース、上の数値は進むケースを記載。
 ※2018年度の医療・福祉の就業者数は推計値である。

2 保育所の状況について

保育所について

保育所

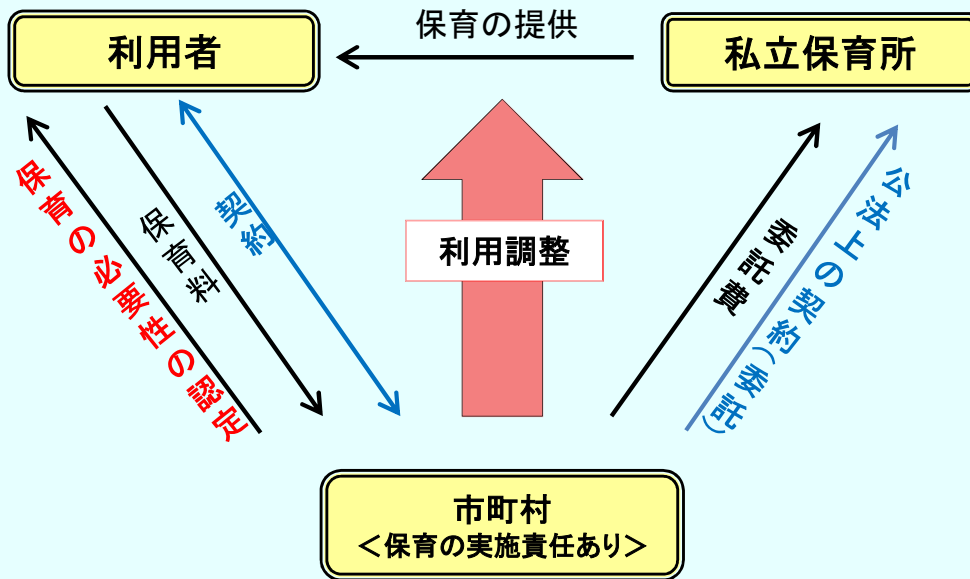
保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設(児童福祉法第39条第1項)

- 認可: 都道府県等(都道府県、政令市又は中核市)
- 国の基準に「従い」又は国の基準を「参酌」して都道府県等が条例で定める基準の遵守
- 保育時間: 原則8時間(設備運営基準第34条)
- 「保育所保育指針」に基づき、児童の発達に応じた保育を提供(設備運営基準第35条)
- 通常保育以外に延長保育(補助)、休日保育(加算)、夜間保育(加算)等を行う保育所もある。

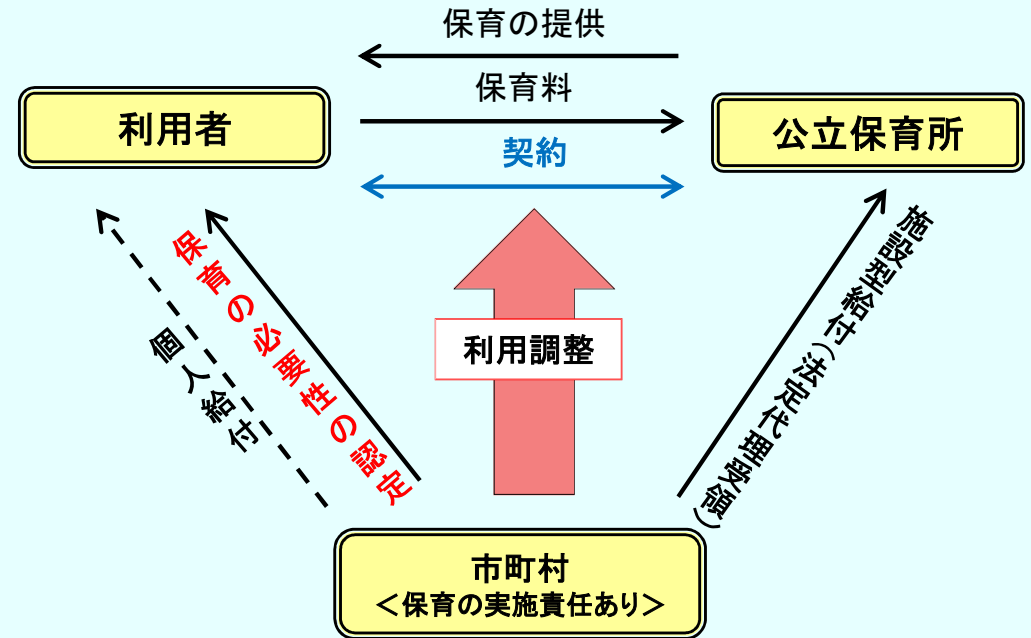
※設備運営基準
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
(昭和23年厚生省令第63号)

対象及び手続き

<私立保育所の場合>



<公立保育所の場合>



※ 児童福祉法第24条において、保育所における保育は市町村が実施することとされていることから、私立保育所における保育の費用については、施設型給付ではなく、現行制度と同様に、市町村が施設に対して、保育に要する費用を委託費として支払う。(子ども・子育て支援法附則第6条)
この場合の契約は、市町村と利用者との契約となり、利用児童の選考や保育料の徴収は市町村が行うこととなる。

※ 施設型給付については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、居住市町村から法定代理受領する仕組みとする(保育料等は施設が利用者から徴収)。(子ども・子育て支援法第27条)
契約については、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とし、施設の利用の申込みがあったときは、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。

保育所の設備運営基準

○保育所の基準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)で区分された「従うべき基準」「参酌すべき基準」に従い、都道府県・指定都市・中核市が条例により定める。

[従うべき基準の主な内容]

<職員配置基準>

・保育士

- | | | | |
|------|---------------|--------|------|
| ・0歳児 | 3人に保育士1人(3:1) | ・1・2歳児 | 6:1 |
| ・3歳児 | 20:1 | ・4歳以上児 | 30:1 |

※3歳児については、15:1で実施の場合加算あり

※ただし、保育士は最低2名以上配置

- ・保育士の他、嘱託医及び調理員は必置 ※調理業務を全て委託する場合は、調理員を置かなくても可

<設備の基準>

- ・0、1歳児を入所させる保育所：乳児室又はほふく室及び調理室
→ 乳児室の面積：1.65㎡以上／人 ほふく室の面積：3.3㎡以上／人
- ・2歳以上児を入所させる保育所：保育室又は遊戯室及び調理室
→ 保育室又は遊戯室の面積：1.98㎡以上／人

[参酌すべき基準の主な内容]

- ・屋外遊戯場の設置
- ・必要な用具の備え付け
- ・耐火上の基準
- ・保育時間
- ・保護者との密接な連絡

※従うべき基準であっても地方自治体がこれを上回る基準を定めることは可能である。

保育費用・保育料

- 保育サービスの安定的な提供の観点から、保育の実施につき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を維持するための費用を公費で負担(子どものための教育・保育給付交付金(内閣府予算))

※平成16年度より公立保育所分は一般財源化

※平成27年度より内閣府予算へ移替

※平成30年度より0~2歳児相当分の保育の運営費に事業主拠出金を充当

- 財源構成は、概ね、保護者の保育料と公費が2:8

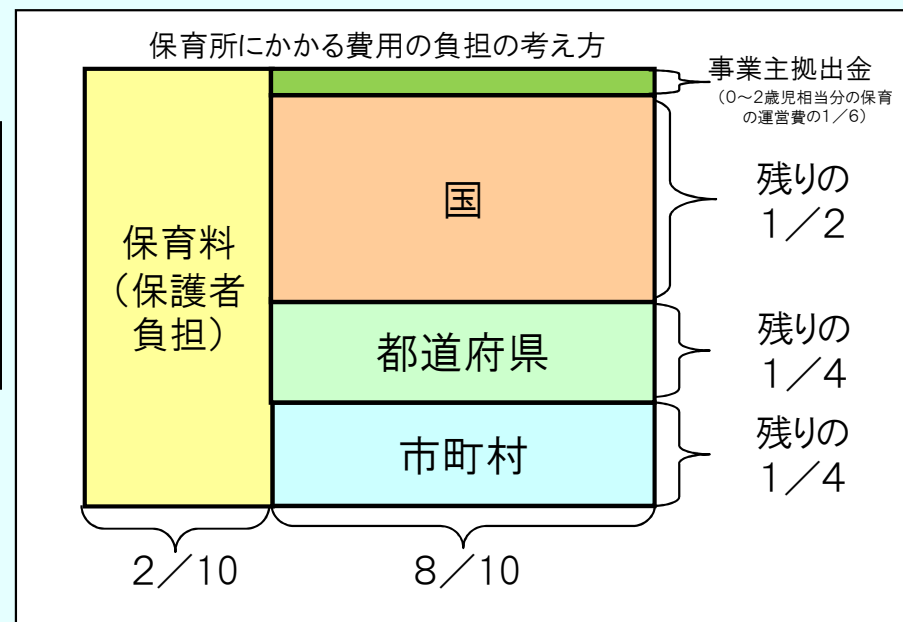
公費の負担割合は、事業主拠出金充当後の残額に対して国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

※令和3年度においては、事業主拠出金15.44%、国42.28%、都道府県21.14%、市町村21.14%

※事業主拠出金は、0~2歳児相当分の保育の運営費の1/5の範囲内で、毎年度政令で定める割合を充当

- 保護者が支払う保育料については、各市町村において、家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定めることとしている。

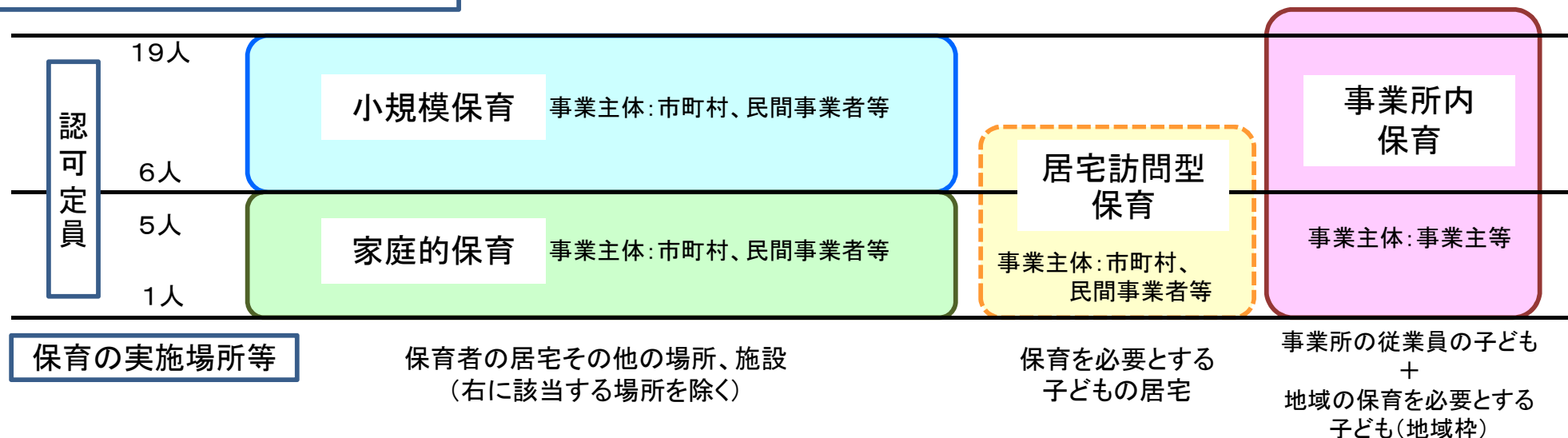
※各市町村において、地域の実情に応じて、上乗せして補助を行い、保育料を国の徴収基準額から軽減するなどの独自の施策も行われている。



地域型保育事業について

- 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることになっている。
 - ◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)
 - ◇家庭的保育(利用定員5人以下)
 - ◇居宅訪問型保育
 - ◇事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)
- 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指す。

地域型保育事業の位置付け



認定こども園制度の概要

「認定こども園」とは

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認可・認定の基準を満たす施設は、都道府県等から認可・認定を受けることができます。

- ①就学前の子どもを、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育と保育を一体的に行う機能
- ②子育て相談や親子の集いの場の提供等地域における子育ての支援を行う機能

認定こども園の類型

幼保連携型

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園の機能を果たすタイプ

幼稚園型

幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園の機能を果たすタイプ

保育所型

認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

地方裁量型

認可保育所以外の保育機能施設等が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

認定こども園の数

(子ども・子育て本部調べ(令和2年4月1日現在))

園数	(内訳)			
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
8,016 H31 (7,208)	5,688 (5,137)	1,200 (1,104)	1,053 (897)	75 (70)

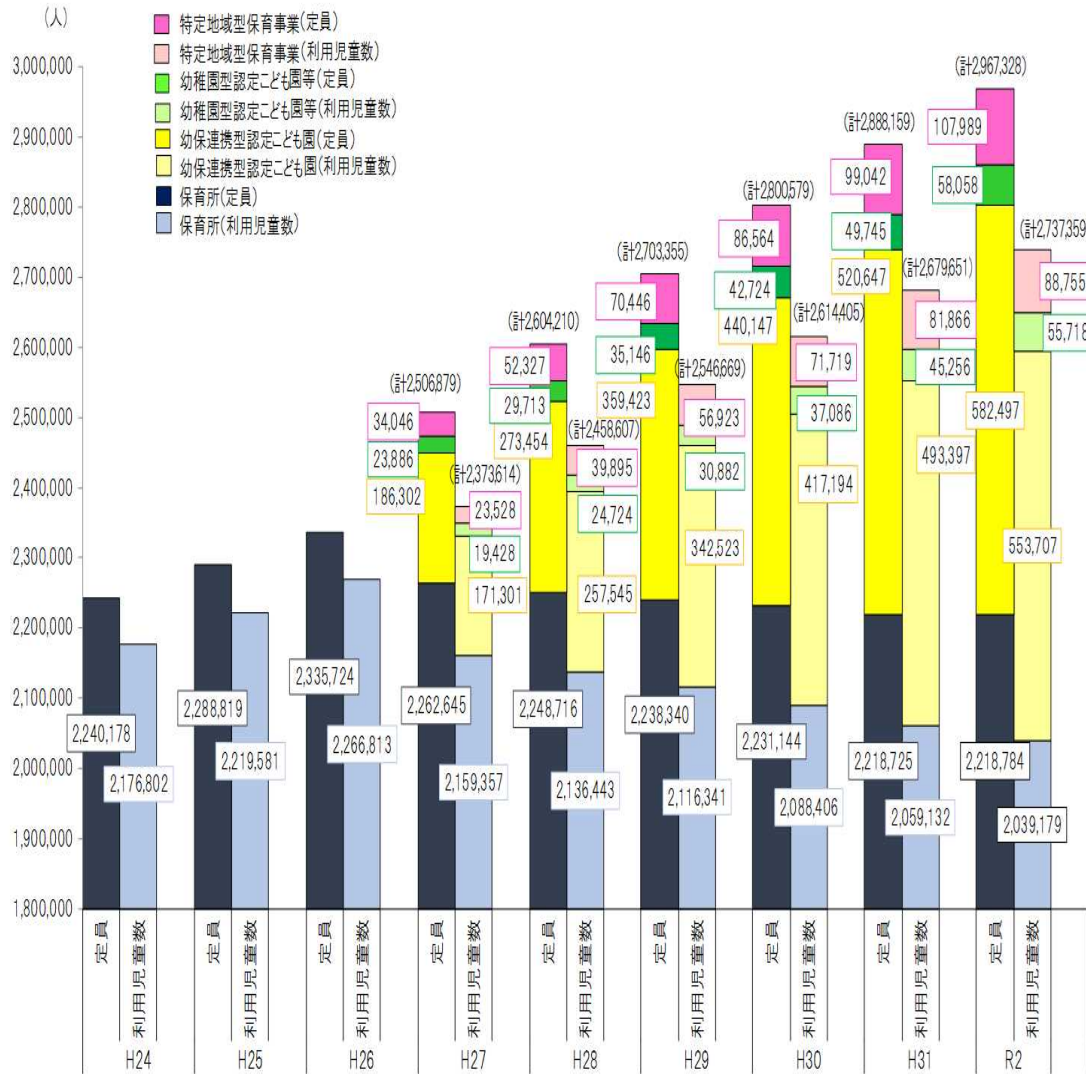
各都道府県別の数

(子ども・子育て本部調べ(令和2年4月1日現在))

都道府県	園数		都道府県	園数		都道府県	園数	
	H31	R2		H31	R2		H31	R2
北海道	408	445	石川県	224	231	岡山県	111	128
青森県	287	294	福井県	123	133	広島県	169	200
岩手県	95	112	山梨県	70	78	山口県	60	71
宮城県	59	77	長野県	77	85	徳島県	60	70
秋田県	94	104	岐阜県	130	132	香川県	67	86
山形県	85	97	静岡県	274	306	愛媛県	84	100
福島県	105	112	愛知県	208	275	高知県	36	35
茨城県	215	233	三重県	55	65	福岡県	132	151
栃木県	129	141	滋賀県	97	115	佐賀県	85	88
群馬県	229	238	京都府	108	129	長崎県	154	160
埼玉県	119	139	大阪府	655	707	熊本県	148	162
千葉県	178	202	兵庫県	509	553	大分県	143	159
東京都	145	155	奈良県	71	82	宮崎県	192	204
神奈川県	187	211	和歌山県	58	68	鹿児島県	228	252
新潟県	197	232	鳥取県	45	48	沖縄県	129	156
富山県	116	134	島根県	58	61	合計	7,208	8,016

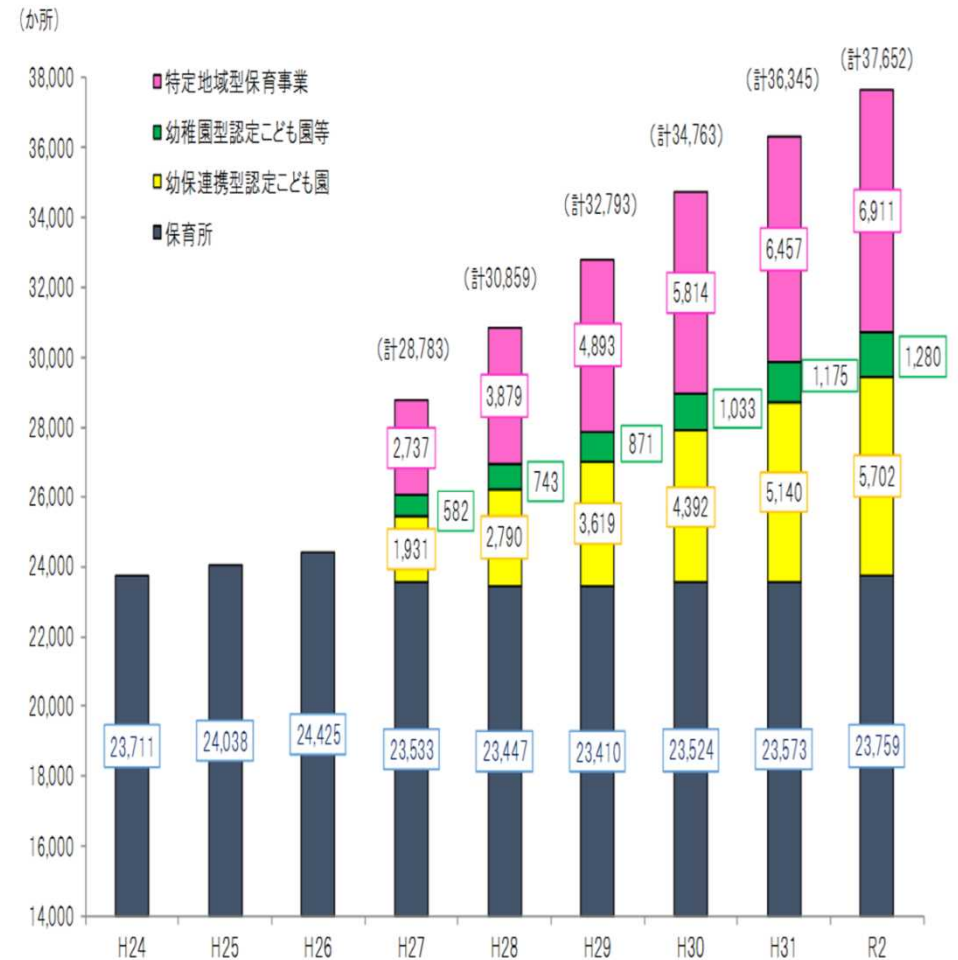
保育所等定員数・利用児童数・保育所等数の推移

○保育所等定員数及び利用児童数の推移



認可定員数 ← | → 利用定員数

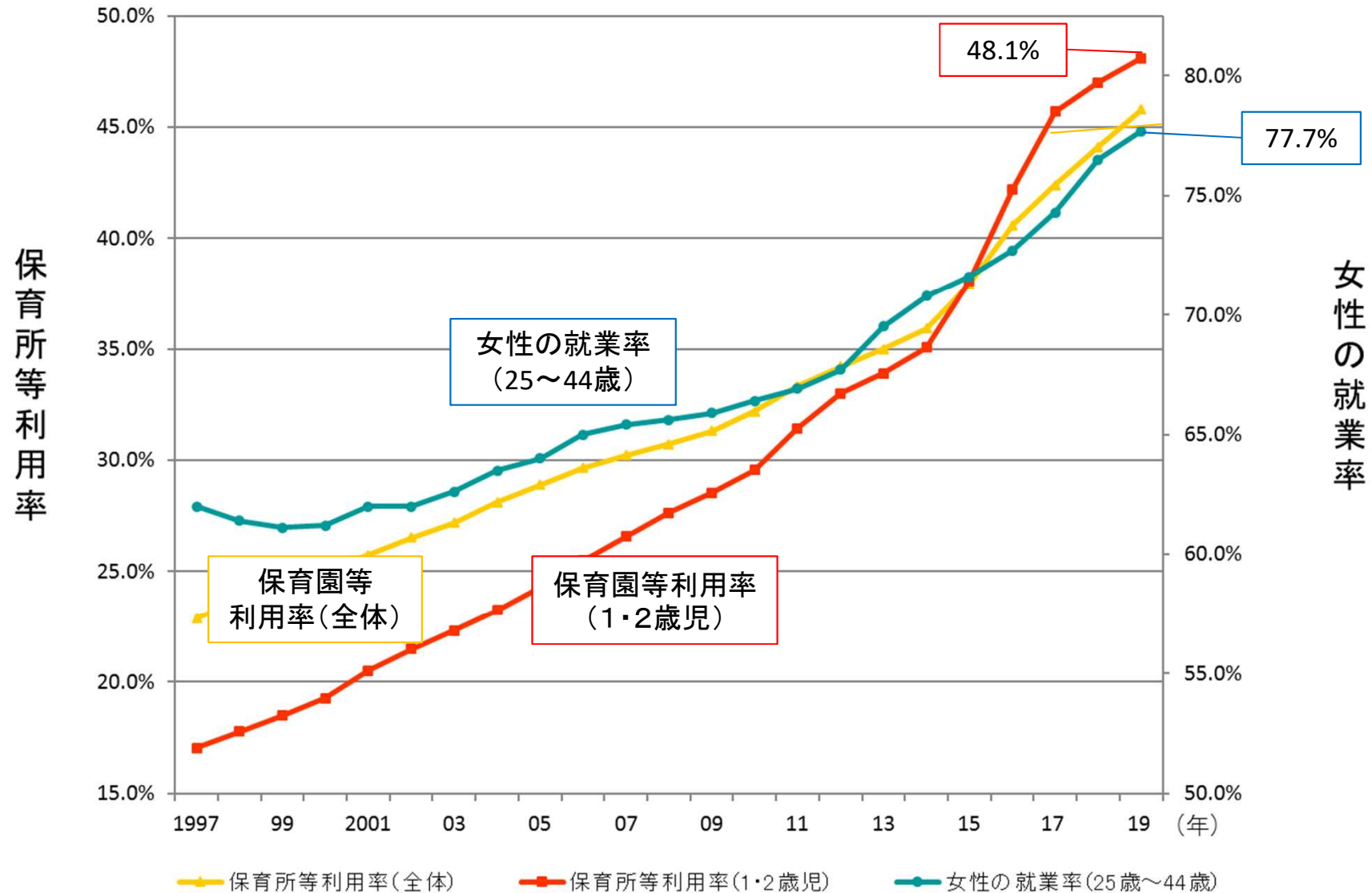
○保育所等数の推移



(出典) 26年一福祉行政報告例(厚生労働省大臣官房統計情報部)
24年、25年、27年、28年一厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ
29年～R2年一厚生労働省子ども家庭局保育課調べ

女性就業率(25~44歳)と保育所等の利用率の推移

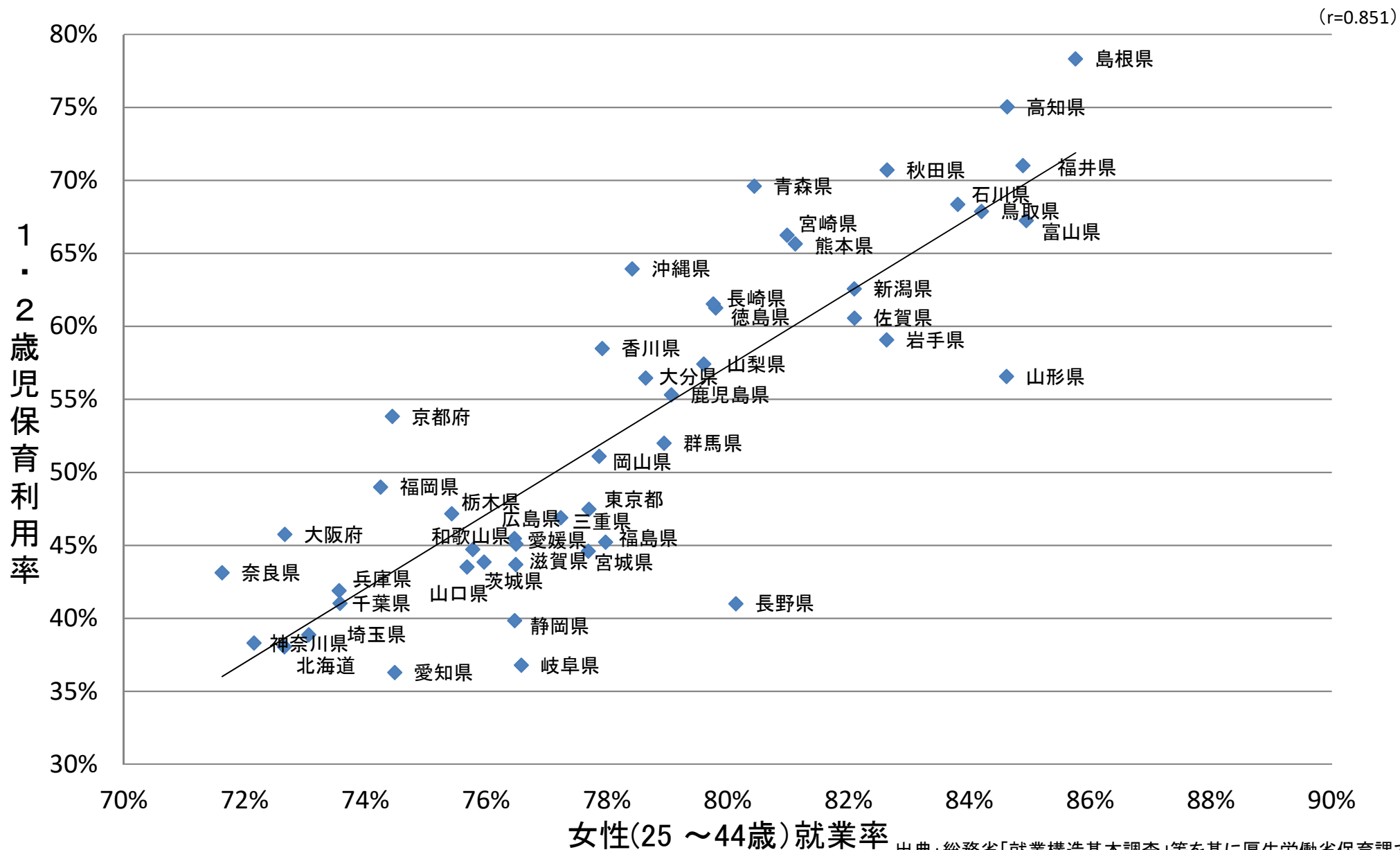
○女性の就業率（25～44歳）と1・2歳児保育利用率ともに、年々上昇傾向にある。



出典:総務省「労働力調査」等を基に厚生労働省保育課で作成

女性就業率(25～44歳)と1・2歳児保育利用率の都道府県別状況

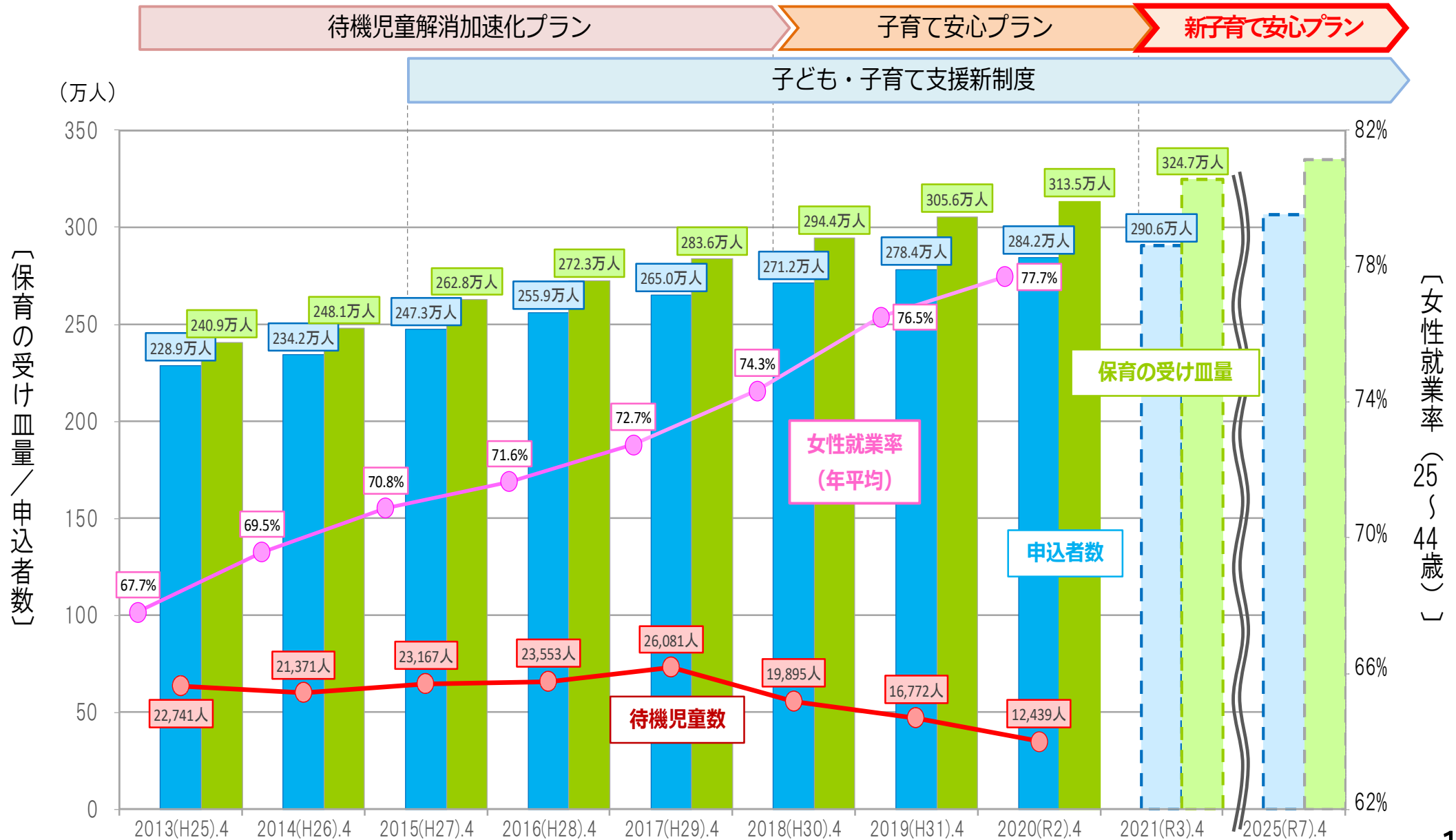
○女性の就業率（25～44歳）と1・2歳児保育利用率には、正の相関がある。



出典：総務省「就業構造基本調査」等を基に厚生労働省保育課で作成

保育所の利用児童数等の推移

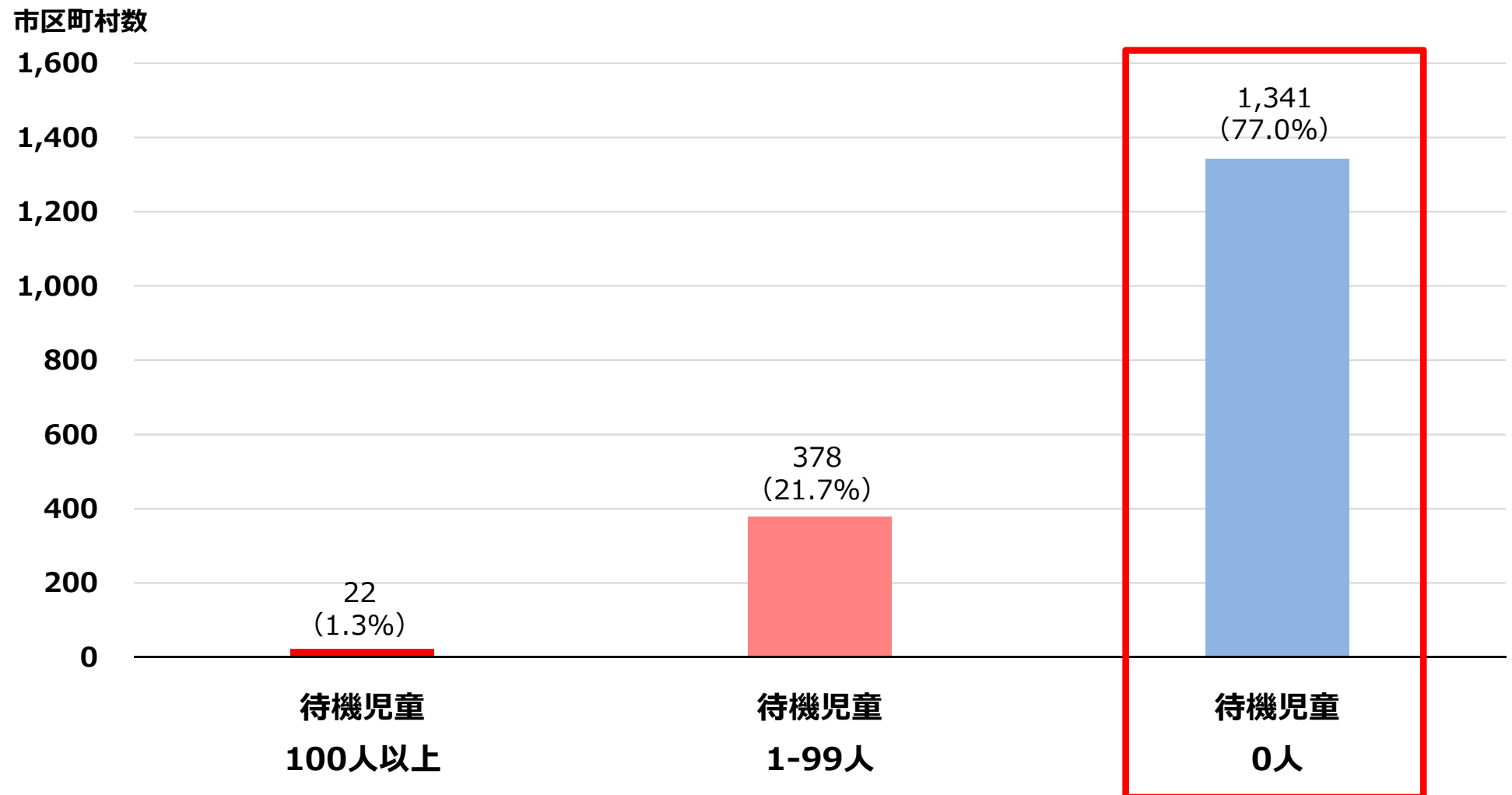
○女性の就業率の上昇により少子高齢化が進む中でも保育所の利用児童は増加基調にある。



待機児童数別の自治体の状況

○令和2年4月1日時点の待機児童数が0人である自治体は全体の77.0%である。

待機児童人数別の市区町村数 (2020年4月)



(出所) 厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ(令和2年4月1日)」及び「子育て安心プラン」集計結果」を基に作成。

人口減少地域における保育に関する主な指摘

○人口減少地域等における保育の在り方について検討を進めるべきとの指摘がある。

少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）（抄）

1-1（3）男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備
（保育の受け皿整備の一層の加速）

○地域の実情に応じた保育の実施

・ 人口減少地域等における保育の在り方についての検討を進める。

子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について（令和元年12月10日子ども・子育て会議）（抄）

（9）都市部とは違った形での人材確保対策など、人口減少地域における保育の継続のための支援策

地域ごとに異なる具体的状況に応じた保育の在り方については、少子高齢化の急速な進行も踏まえ、離島・へき地を含めた人口減少地域等における保育に関するニーズの見通しや取組事例を把握するための実態調査の実施など、その実態の把握や対応策として何が考えられるかの検討に着手すべきである。また、保育所等の空きスペースを活用した児童発達支援の実施の方策なども検討すべきである。

新子育て安心プランの概要

○ 令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。

- ・第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿を整備。
- ・できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25~44歳)の就業率の上昇に対応。

(参考) 平成31年：77.7%、現行の子育て安心プランは80%に対応、令和7年の政府目標：82% (第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略)

平成25年度

待機児童解消加速化プラン
(目標：5年間で約50万人)

平成30年度

子育て安心プラン
(目標：3年間で約32万人)

令和3年度

新子育て安心プラン
(目標：4年間で約14万人)

令和6年度末

○ 新子育て安心プランにおける支援のポイント

① 地域の特性に応じた支援

○ 保育ニーズが増加している地域への支援

(例)

- ・新子育て安心プランに参加する自治体への**整備費等の補助率の嵩上げ**

○ マッチングの促進が必要な地域への支援

(例)

- ・**保育コンシェルジュによる相談支援**の拡充
(待機児童数が50人未満である市区町村でも新子育て安心プランに参画すれば利用可能とする)
- ・**巡回バス等による送迎**に対する支援の拡充
(送迎バスの台数や保育士の配置に応じたきめ細かな支援を行う)

○ 人口減少地域の保育の在り方の検討

② 魅力向上を通じた保育士の確保

(例)

- ・**保育補助者の活躍促進** (「勤務時間30時間以下」との補助要件を撤廃)
- ・**短時間勤務の保育士の活躍促進**
(待機児童が存在する市町村において各クラスで常勤保育士1名必須との規制をなくし、それに代えて2名の短時間保育士で可とする)
- ・**保育士・保育所支援センターの機能強化**
(現職保育士の就業継続に向けた相談を補助対象に追加)

③ 地域のあらゆる子育て資源の活用

(例)

- ・**幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育** (施設改修等の補助を新設)
- ・**や小規模保育** (待機児童が存在する市区町村において利用定員の上限(19人)を弾力化(3人増し→6人増しまで可とする)) **の推進**
- ・**ベビーシッターの利用料助成の非課税化** 【令和3年度税制改正で対応】
- ・**企業主導型ベビーシッターの利用補助の拡充** (1日1枚→1日2枚)
- ・**育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業への助成事業の創設**

保育所の運営の困難状況

○人口減少の影響下にある市町村では、定員割れにより保育所の運営が困難な状況が相対的に顕著。

Q 自治体において、人口減少の影響により、域内の保育所等の多くが定員割れを起こし運営の継続が困難となっている事態は生じていますか。

	全体(n=897)		A-1 (n=307)		A-2(n=119)		B-1(n=225)		B-2(n=246)	
	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
自治体全域において生じている	29	3.2%	21	6.8%	1	0.8%	6	2.7%	1	0.4%
自治体内の一部地区において生じている	119	13.3%	48	15.6%	37	31.1%	23	10.2%	11	4.5%
生じていない	738	82.3%	235	76.5%	79	66.4%	192	85.3%	232	94.3%
把握していない	11	1.2%	3	1.0%	2	1.7%	4	1.8%	2	0.8%

オレンジ： $p < 0.05$, 全体の割合と比べて割合が高い ブルー： $p < 0.05$, 全体の割合と比べて割合が低い

(参考) 自治体の分類の考え方

○分類Aの考え方…**過疎地域・離島含む人口減少の影響下にある市町村**を、過疎地域や離島を基に以下のとおり分類

- ・分類A-1…市町村全体が過疎地域又は市町村全体が離島
- ・分類A-2…市町村の中に一部過疎地域を含む又は市町村の中に離島を含む

○分類Bの考え方…分類Aに該当しない地域を、**将来的に人口減少の可能性のある市町村**とし、以下のとおり、より急速に人口減少が起こる地域と緩やかに人口減少が起こる地域とに分類

- ・分類B-1…0~4歳人口の将来推計人口の2010~2030年の増減率について中央値より減少率が高い市町村
- ・分類B-2…0~4歳人口の将来推計人口の2010~2030年の増減率について中央値より減少率が低い市町村

保育所の統廃合の状況

○一部過疎地域等を含む市町村では、保育所の統廃合が行われた（予定を含む）割合が相対的に高い。

Q 平成27年度以降の貴自治体内保育所等の統廃合について教えてください。

	全体(n=898)		A-1 (n=308)		A-2(n=119)		B-1(n=225)		B-2(n=246)	
	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
統廃合をした	344	38.3%	116	37.7%	66	55.5%	81	36.0%	81	32.9%
これまで統廃合をしていないが、今後、統廃合を行う予定がある	142	15.8%	37	12.0%	20	16.8%	44	19.6%	41	16.7%
これまで統廃合をしておらず、今後も、統廃合を行う予定はない	412	45.9%	155	50.3%	33	27.7%	100	44.4%	124	50.4%

オレンジ：p<0.05,全体の割合と比べて割合が高い ブルー：p<0.05,全体の割合と比べて割合が低い

(注) 本調査研究においては、併せて行われたヒアリング調査の結果も踏まえると、A-1の自治体は、統廃合を実施済み、あるいは施設数が少なく統廃合の選択をとる段階にはない自治体が多いと推察されている。

(参考) 自治体の分類の考え方

○分類Aの考え方…**過疎地域・離島含む人口減少の影響下にある市町村**を、過疎地域や離島を基に以下のとおり分類

- ・分類A-1…市町村全体が過疎地域又は市町村全体が離島
- ・分類A-2…市町村の中に一部過疎地域を含む又は市町村の中に離島を含む

○分類Bの考え方…分類Aに該当しない地域を、**将来的に人口減少の可能性のある市町村**とし、以下のとおり、より急速に人口減少が起こる地域と緩やかに人口減少が起こる地域とに分類

- ・分類B-1…0~4歳人口の将来推計人口の2010~2030年の増減率について中央値より減少率が高い市町村
- ・分類B-2…0~4歳人口の将来推計人口の2010~2030年の増減率について中央値より減少率が低い市町村

保育所の統廃合の理由

○人口減少地域等では、統廃合を行った理由の一つとして多機能化や定員充足率向上を挙げる割合が一定程度存在する。

Q 「統廃合をした」と回答した自治体に伺います。統廃合の理由を教えてください（複数回答）。

	全体(n=344)		A-1 (n=116)		A-2(n=66)		B-1(n=81)		B-2(n=81)	
	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
施設の老朽化	181	52.6%	48	41.4%	38	57.6%	46	56.8%	49	60.5%
保育所等の運営の効率化	162	47.1%	51	44.0%	33	50.0%	45	55.6%	33	40.7%
認定こども園に統合することで多機能化を図るため	154	44.8%	51	44.0%	29	43.9%	44	54.3%	30	37.0%
定員割れの施設を統廃合し、定員充足率を上げるため	103	29.9%	39	33.6%	23	34.8%	22	27.2%	19	23.5%
その他	72	20.9%	25	21.6%	14	21.2%	13	16.0%	20	24.7%

オレンジ：p<0.05,全体の割合と比べて割合が高い ブルー：p<0.05,全体の割合と比べて割合が低い

(参考) 自治体の分類の考え方

○分類Aの考え方…過疎地域・離島含む人口減少の影響下にある市町村を、過疎地域や離島を基に以下のとおり分類

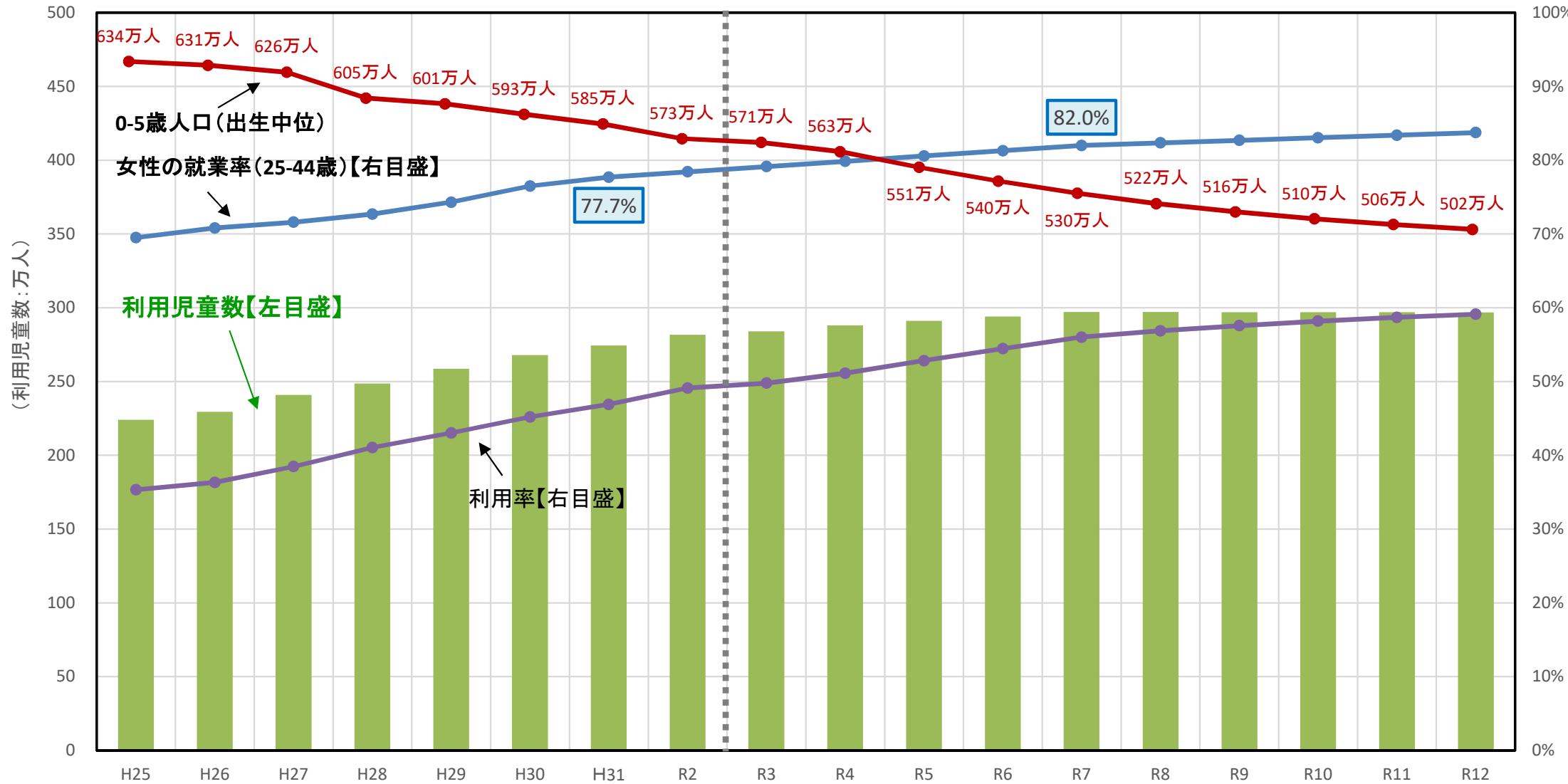
- ・分類A-1…市町村全体が過疎地域又は市町村全体が離島
- ・分類A-2…市町村の中に一部過疎地域を含む又は市町村の中に離島を含む

○分類Bの考え方…分類Aに該当しない地域を、将来的に人口減少の可能性のある市町村とし、以下のとおり、より急速に人口減少が起こる地域と緩やかに人口減少が起こる地域とに分類

- ・分類B-1…0~4歳人口の将来推計人口の2010~2030年の増減率について中央値より減少率が高い市町村
- ・分類B-2…0~4歳人口の将来推計人口の2010~2030年の増減率について中央値より減少率が低い市町村

保育所の利用児童数の今後の見込み

○保育所の利用児童数のピークは令和7年となる見込み。



上図の利用児童数は、0～5歳人口を基に、女性の就業率（令和7年：82%、2040年：87.2%）及びそれに伴う保育所等の利用率の上昇を踏まえて機械的に算定したものである。

※1 0～5歳人口については、子どもの推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）による。

※2 女性の就業率については、令和7年に82%との目標（第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略）に対応するとともに、労働政策研究・研修機構「労働力需給推計」（平成31年3月29日、経済成長と労働参加が進むケース）において、2040年で87.2%まで伸びると推計されていることを踏まえて設定。

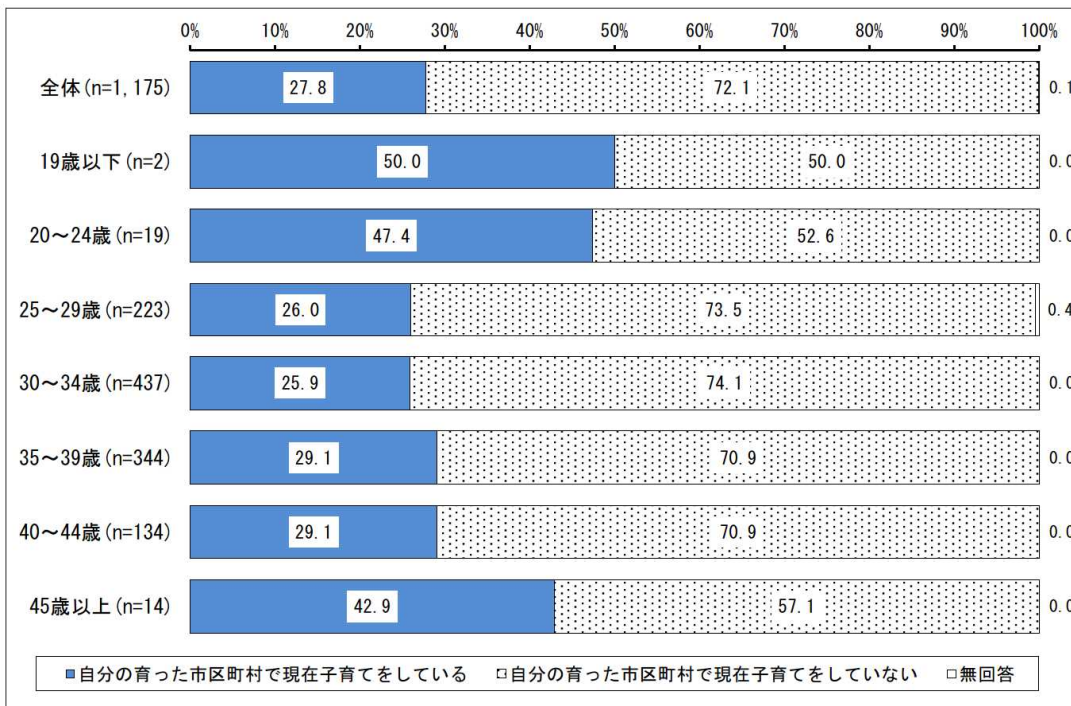
※3 保育所等の利用率については、女性の就業率の上昇に対応するものとして算定。

3 地域における家庭の状況について

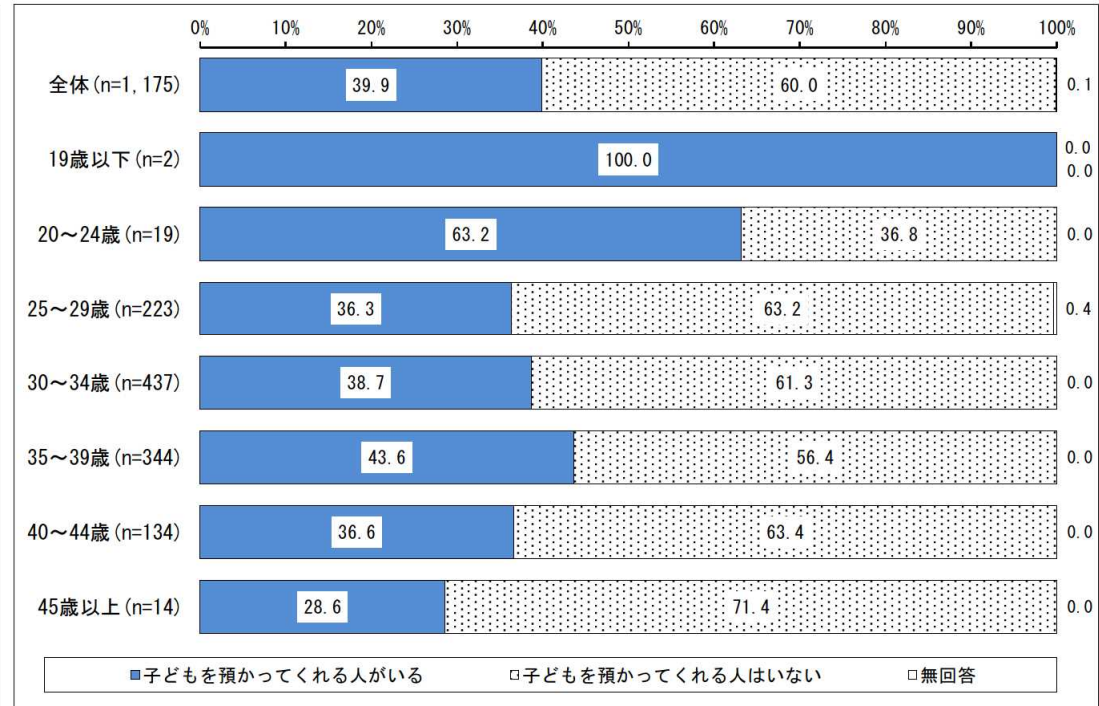
子育て家庭の孤立

- 現在、回答者の母親自身が育った市区町村で子育てをしているとの回答割合は、全体では27.8%で、**7割以上の母親は自身が育っていないまちで子育てを行っている。**
- 「近所に子どもを預かってくれる人がいる」との回答割合は、全体では39.9%で、**6割の母親は「子どもを預かってくれる人はいない」と回答している。**

【図表 2-2-2 自分の育った市区町村での子育ての実施状況（全体、母親の年代別）】

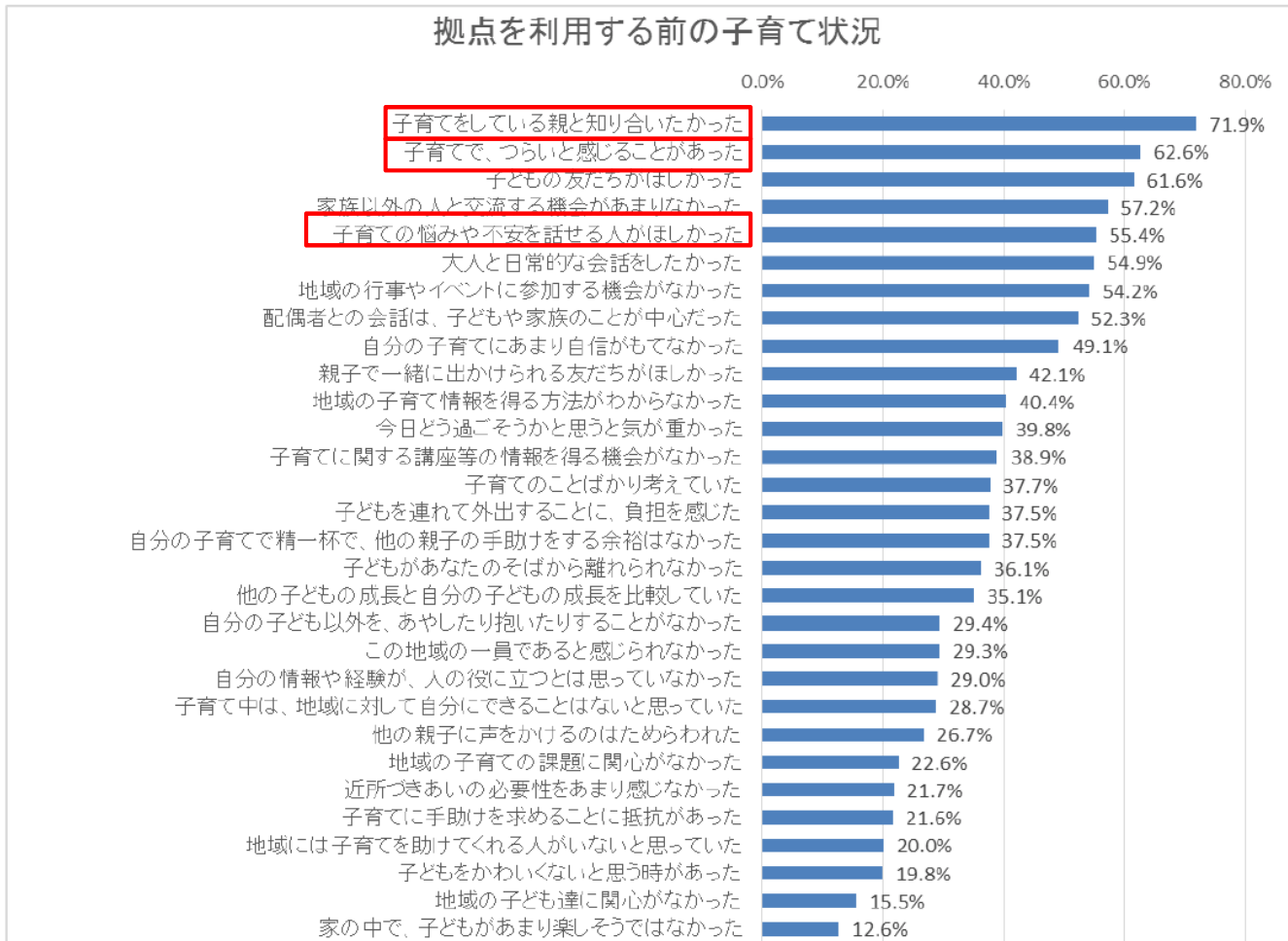


【図表 2-2-4 近所で子どもを預かってくれる人の有無（全体、母親の年代別）】



※NPO法人子育てひろば全国連絡協議会「地域子育て支援拠点における「つながり」に関する調査研究事業報告書」（2017年）
（全国の地域子育て支援拠点事業を運営する団体（計240団体）の利用者について、各団体において任意の開所曜日・時間に1拠点あたり10人程度に無作為配布するよう依頼し回答を得たもの（有効回答数1136人））

- **地域子育て支援拠点を利用している母親に対し、拠点を**利用する前の自身の子育ての状況をたずねたところ、****
 - ・「**子育てをしている親と知り合いたかった**」(71.9%)が**最も多いが、**
 - ・「**子育てで、つらいと感じることがあった**」(62.6%)、「**家族以外の人と交流する機会があまりなかった**」(57.2%)、「**子育ての悩みや不安を話せる人がほしかった**」(55.4%)、「**大人と日常的な会話をしたかった**」(54.9%)、「**地域の行事やイベントに参加する機会がなかった**」(54.2%)**なども5割を超えているなど、子育ての不安や悩みを相談・共有するニーズがある。**



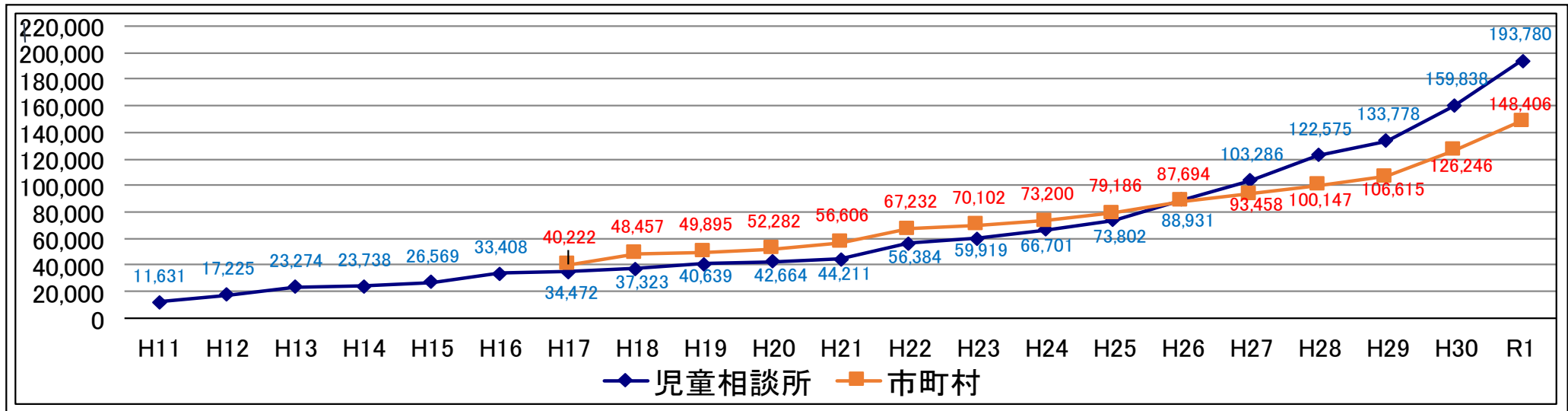
※NPO法人子育てひろば全国連絡協議会「地域子育て支援拠点における「つながり」に関する調査研究事業報告書」(2017年)
(全国の地域子育て支援拠点事業を運営する団体(計240団体)の利用者について、各団体において任意の開所曜日・時間に1拠点あたり10人程度に無作為配布するよう依頼し回答を得たもの(有効回答数1136人))

児童虐待相談対応件数の推移、虐待を受けた子どもの年齢構成の推移

令和3年4月23日
社会的養育専門委員会資料

- 児童相談所や市町村における虐待相談対応件数は年々増加しており、令和元年度においては、児童相談所の児童虐待相談対応件数が193,780件、市町村の児童虐待相談対応件数が148,406件であった。
- 児童相談所や市町村において虐待相談として対応した子どもについて、小学校入学前である割合は4割～5割程度となっている。また、小学生である割合も3割～4割程度である。

児童相談所および市町村における児童虐待相談対応件数の推移



※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県等を除いて集計した数値

【出典：福祉行政報告例】

児童相談所および市町村において虐待相談として対応した子どもの年齢構成の推移(左が児童相談所、右が市町村)

	0歳～3歳未満	3歳～学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他	総数
平成21年度	8,078(18.3%)	10,477(23.7%)	16,623(37.6%)	6,501(14.7%)	2,532(5.7%)	44,211(100.0%)
平成22年度	11,033(19.6%)	13,650(24.2%)	20,584(36.5%)	7,474(13.3%)	3,643(6.5%)	56,384(100.0%)
平成23年度	11,523(19.2%)	14,377(24.0%)	21,694(36.2%)	8,158(13.6%)	4,167(7.0%)	59,919(100.0%)
平成24年度	12,503(18.7%)	16,505(24.7%)	23,488(35.2%)	9,404(14.1%)	4,801(7.2%)	66,701(100.0%)
平成25年度	13,917(18.9%)	17,476(23.7%)	26,049(35.3%)	10,649(14.4%)	5,711(7.7%)	73,802(100.0%)
平成26年度	17,479(19.7%)	21,186(23.8%)	30,721(34.5%)	12,510(14.1%)	7,035(7.9%)	88,931(100.0%)
平成27年度	20,324(19.7%)	23,735(23.0%)	35,860(34.7%)	14,807(14.3%)	8,560(8.3%)	103,286(100.0%)
平成28年度	23,939(19.5%)	31,332(25.6%)	41,719(34.0%)	17,409(14.2%)	8,176(6.7%)	122,575(100.0%)
平成29年度	27,046(20.2%)	34,050(25.5%)	44,567(33.3%)	18,677(14.0%)	9,438(7.1%)	133,778(100.0%)
平成30年度	32,302(20.2%)	41,090(25.8%)	53,797(33.7%)	21,847(13.7%)	10,802(6.8%)	159,838(100.0%)
令和元年度	37,826(19.5%)	49,660(25.6%)	65,959(34.0%)	26,709(13.8%)	13,626(7.0%)	193,780(100.0%)

	0歳～3歳未満	3歳～学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他	総数
平成21年度	12,280(21.7%)	15,981(28.2%)	20,268(35.8%)	6,220(11.0%)	1,857(3.3%)	56,606(100.0%)
平成22年度	15,330(22.8%)	18,716(27.8%)	23,358(34.7%)	7,292(10.8%)	2,536(3.8%)	67,232(100.0%)
平成23年度	15,803(22.5%)	19,112(27.3%)	24,579(35.1%)	8,047(11.5%)	2,561(3.7%)	70,102(100.0%)
平成24年度	16,677(22.8%)	19,738(27.0%)	25,667(35.1%)	8,227(11.2%)	2,891(3.9%)	73,200(100.0%)
平成25年度	17,915(22.6%)	21,027(26.6%)	27,568(34.8%)	9,153(11.6%)	3,523(4.5%)	79,186(100.0%)
平成26年度	20,528(23.4%)	22,998(26.2%)	29,805(34.0%)	10,419(11.9%)	3,944(4.5%)	87,694(100.0%)
平成27年度	22,074(23.6%)	23,828(25.5%)	31,516(33.7%)	11,330(12.1%)	4,710(5.0%)	93,458(100.0%)
平成28年度	23,159(23.1%)	28,663(28.6%)	32,823(32.8%)	11,524(11.5%)	3,978(4.0%)	100,147(100.0%)
平成29年度	25,357(23.8%)	29,920(28.1%)	34,527(32.4%)	12,162(11.4%)	4,649(4.4%)	106,615(100.0%)
平成30年度	29,670(23.5%)	36,778(29.1%)	40,810(32.3%)	13,666(10.8%)	5,322(4.2%)	126,246(100.0%)
令和元年度	33,814(22.8%)	42,820(28.9%)	48,812(32.9%)	16,450(11.1%)	6,510(4.4%)	148,406(100.0%)

※市町村の平成22年度は、岩手県及び宮城県(仙台市以外)の一部、福島県を除いて集計した数値。

【出典：福祉行政報告例】25

- **児童相談所と市町村（子ども家庭総合支援拠点）**について、**相談内容（虐待相談）**も**相談対応（指導）**も**類似**している。

児童相談所

- ・介入（型援助）と表現されるように一定の家族分離を可能とする権限を伴う対応及び援助を必要とする、虐待や社会的養護をはじめとする要保護児童への対応を実施。
- ・児童相談所では、チームアプローチと合議制という、ひとつの機関に複数の専門職が集って相談・調査・判定・措置を一体的に実施する方法を採っている。

市町村（子ども家庭総合支援拠点）

- ・子育て支援や保育、母子保健や健全育成、子ども家庭相談といったポピュレーションアプローチを主とする施策における支援を実施。
- ・子どもや保護者にとって身近な生活圏域にあって、伴走型・寄り添い型と特徴が表現されるように、強制的権限を持たないことで受け入れる間口を広く構える。

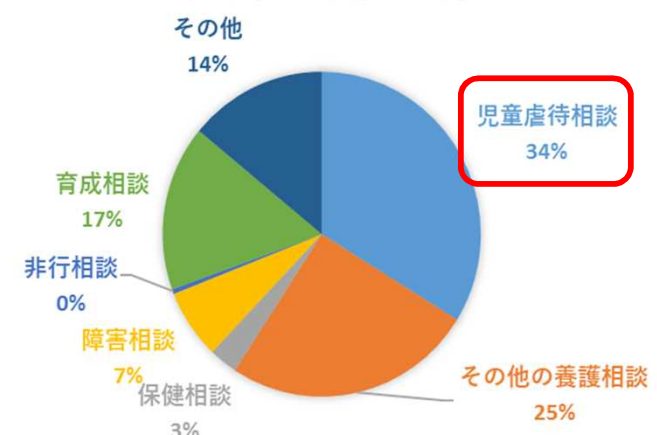
児童相談所の相談内容



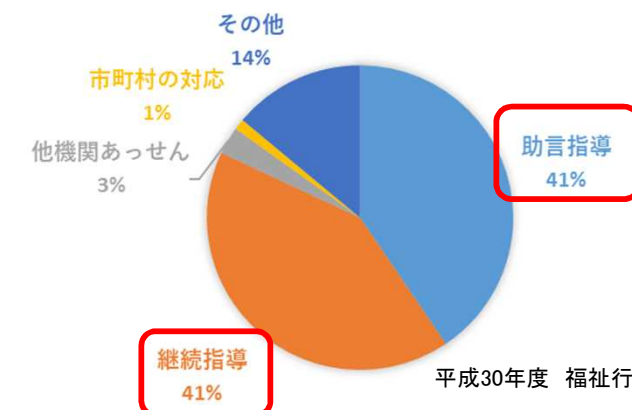
児童相談所の相談対応



市町村の相談内容



市町村の相談対応



子育て支援制度の拠点施設・機関

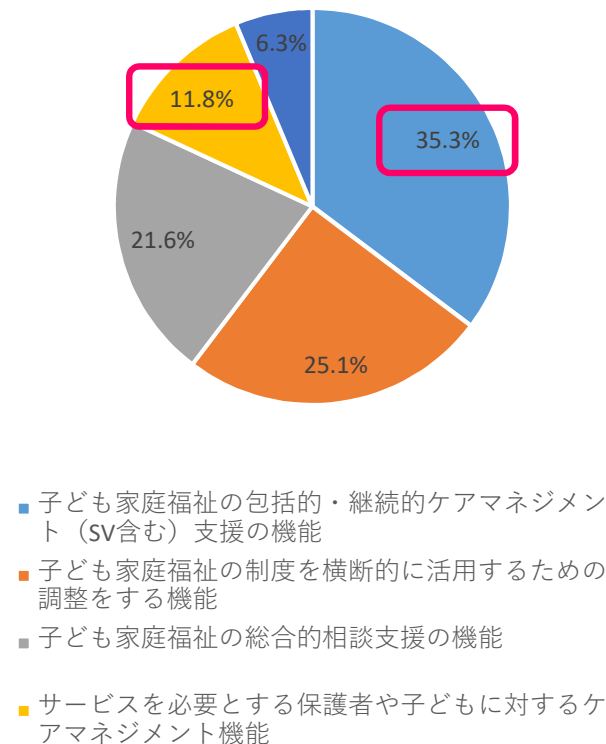
- 市区町村の担当者は、市区町村の役割は見守りや現認確認と認識されている。
- こうした中で、
 - ・ 「包括的・継続的なケアマネジメント支援の機能」、「保護者や子どもに対するケアマネジメント機能」という**マネジメント機能が一番重要と考える自治体が合計して47.1%ある。**
 - ・ しかし、**地域の包括的・継続的な支援計画の策定やケアマネジメントを行う拠点**となりうる施設・機関が市区町村には**「ない」とする自治体が全市区町村の77.4%を占める。**

主に都道府県・市区町村の役割と認識されている業務

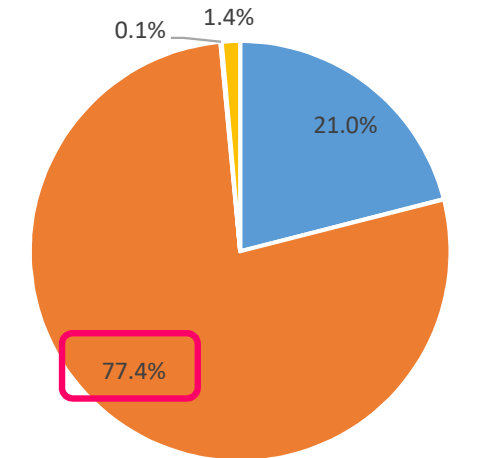
	主として 都道府県	主として 市区町村	無効な回 答	無回 答	計
子ども家庭の見守り	5.1%	88.7%	0.4%	5.8%	100%
要保護児童対策地域協議会の活用	5.8%	88.3%	0.4%	5.5%	100%
問題・対象の早期発見	7.3%	86.5%	0.4%	5.8%	100%
子どもの現認確認	12.5%	79.5%	1.8%	6.2%	100%
措置解除後の子どもや家庭の支援に係る連携	48.6%	43.0%	2.1%	6.4%	100%
評価・点検の体制作り	62.5%	28.6%	2.3%	6.6%	100%
支援に関わる職員のサポート	63.2%	28.3%	1.6%	6.9%	100%
支援に関わるSV体制	77.0%	14.3%	2.1%	6.6%	100%
子どもの一時保護	83.8%	10.4%	0.3%	5.6%	100%
研修・勉強会の実施	87.1%	6.0%	1.3%	5.6%	100%

調査回答者：市区町村の子ども福祉家庭福祉担当者
調査期間：2017年2月3日～3月6日

拠点に一番重要と考える機能
(n=770)



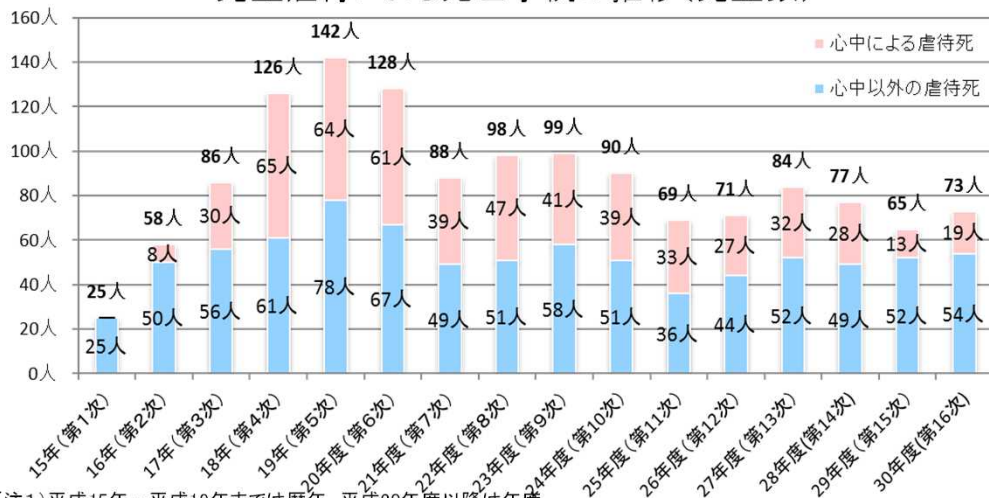
地域包括的・継続的支援の拠点となりうる機関・施設の有無 (n=770)



児童虐待による死亡事例の推移と虐待死に占める年齢割合

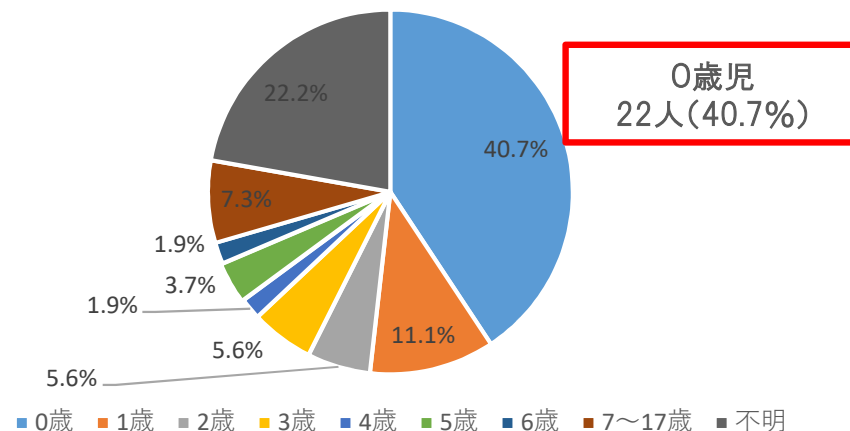
- 毎年、児童虐待による死亡事例が発生しており、**心中以外の虐待死亡事例の人数はほぼ横ばい**。(平成30年度心中以外の虐待死は54人)
- 年齢別でみると、
 - ・ 0歳児が最も多く(平成30年度心中以外の虐待死 40.7%)、そのうち月例0か月児の死亡は31.8%であった。
 - ・ **2歳児以下の割合は約5割(52.1%)**を占めている。

児童虐待による死亡事例の推移(児童数)



(注1)平成15年～平成19年までは暦年。平成20年度以降は年度、
(注2)平成15年はH15.7.1～H15.12.31の6か月間、
(注3)平成19年はH19.1.1～H20.3.31の15か月間

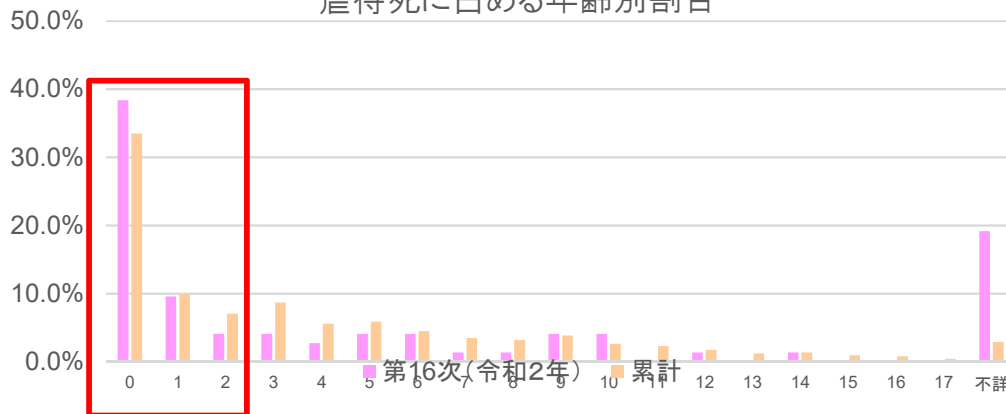
死亡時点の子どもの年齢(心中以外の虐待)



死亡した0歳児の月齢

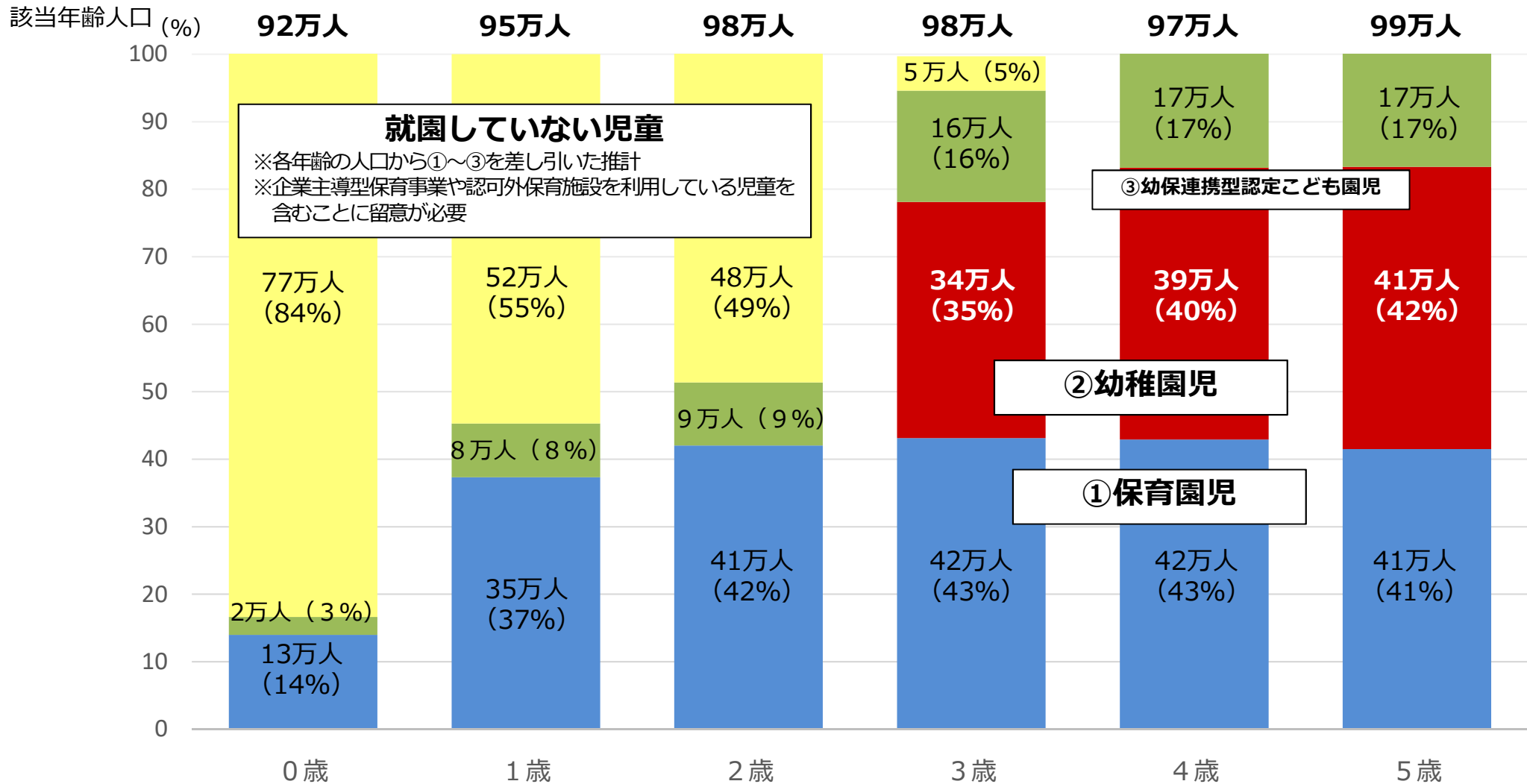
区分	第15次						第16次					
	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未達含む)			心中以外の虐待死			心中による虐待死(未達含む)		
	人数	構成割合	累計構成割合	人数	構成割合	累計構成割合	人数	構成割合	累計構成割合	人数	構成割合	累計構成割合
0か月	14 (8)	50.0%	50.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	7 (2)	31.8%	31.8%	1 (0)	16.7%	16.7%
1か月	1 (1)	3.6%	53.6%	0 (0)	0.0%	0.0%	3 (2)	13.6%	45.5%	0 (0)	0.0%	16.7%
2か月	5 (1)	17.9%	71.4%	0 (0)	0.0%	0.0%	2 (0)	9.1%	54.5%	2 (1)	33.3%	50.0%
3か月	1 (0)	3.6%	75.0%	0 (0)	0.0%	0.0%	1 (1)	4.5%	59.1%	0 (0)	0.0%	50.0%
4か月	3 (1)	10.7%	85.7%	0 (0)	0.0%	0.0%	3 (1)	13.6%	72.7%	1 (1)	16.7%	66.7%
5か月	1 (1)	3.6%	89.3%	0 (0)	0.0%	0.0%	0 (0)	0.0%	72.7%	0 (0)	0.0%	66.7%
6か月	1 (1)	3.6%	92.9%	0 (0)	0.0%	0.0%	2 (1)	9.1%	81.8%	0 (0)	0.0%	66.7%
7か月	0 (0)	0.0%	92.9%	1 (0)	50.0%	50.0%	1 (1)	4.5%	86.4%	0 (0)	0.0%	66.7%
8か月	0 (0)	0.0%	92.9%	1 (0)	50.0%	100.0%	2 (2)	9.1%	95.5%	1 (0)	16.7%	83.3%
9か月	1 (0)	3.6%	96.4%	0 (0)	0.0%	100.0%	0 (0)	0.0%	95.5%	0 (0)	0.0%	83.3%
10か月	0 (0)	0.0%	96.4%	0 (0)	0.0%	100.0%	0 (0)	0.0%	95.5%	0 (0)	0.0%	83.3%
11か月	1 (1)	3.6%	100.0%	0 (0)	0.0%	100.0%	1 (0)	4.5%	100.0%	1 (0)	16.7%	100.0%
月齢不明	0 (0)	0.0%	100.0%	0 (0)	0.0%	100.0%	0 (0)	0.0%	100.0%	0 (0)	0.0%	100.0%
計	28 (14)	100.0%	100.0%	2 (0)	100.0%	100.0%	22 (10)	100.0%	100.0%	6 (2)	100.0%	100.0%

虐待死に占める年齢別割合



保育園・幼稚園等の年齢別利用者数及び割合（令和元年度）

令和3年4月23日
社会的養育専門委員会資料
より数値等を更新



※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（令和元年10月1日現在）より。なお、各年齢の数値は、人口推計年報における当該年齢と当該年齢より1歳上の年齢の数値を合計し、2で除して算出したもの。

※幼保連携型認定こども園の数値は令和元年度「認定こども園に関する状況調査」（平成31年4月1日現在）より。

※「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。数値は令和元年度「学校基本調査」（確定値、令和元年年5月1日現在）より。

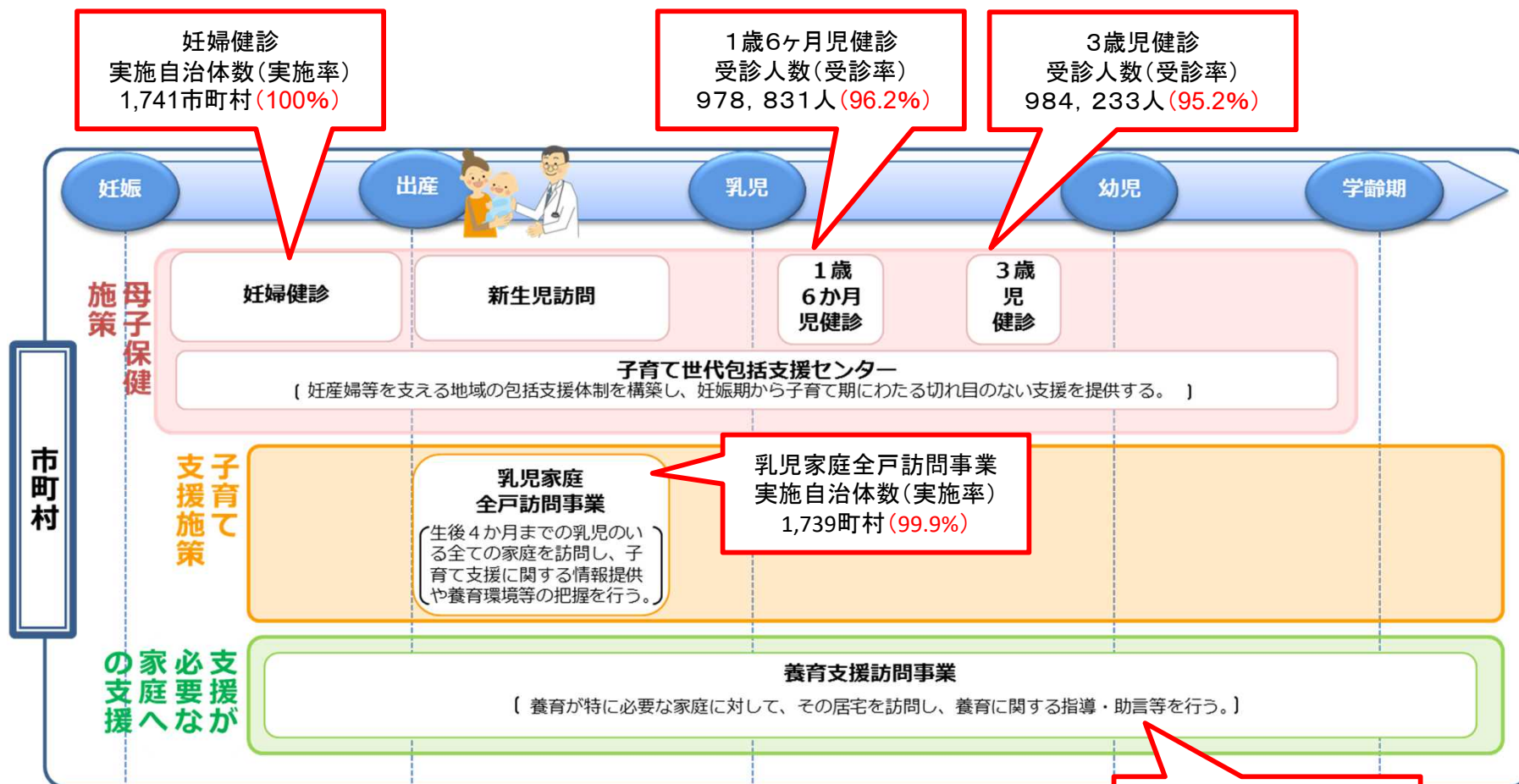
※保育園の数値は令和元年の「待機児童数調査」（平成31年4月1日現在）より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（平成30年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所の利用者数比により按分したもの。

※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育園在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。このため、企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用する児童を含む。

※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

子育て支援施策及び母子保健施策における把握

- 妊産婦や子どもの状況を把握するため、**妊産婦検診、新生児訪問・乳幼児家庭全戸訪問事業、1歳6ヶ月児健診、3歳児健診**によりポピュレーションアプローチがされているが、継続的な把握の機会に限られる。
- 検診や訪問を通じて**支援の必要性が把握された家庭**には、養育支援訪問等を通じて**更なる状況の把握と支援が行われる**。



※上記以外に、地方自治体が地域の実情に応じて単独で実施している事業がある。

養育支援訪問事業
実施自治体数(実施率)
1,508町村 (86.6%)

子育て支援制度の利用状況

- 支援の供給量としては、令和元年度実績を見ると、一時預かり事業については約521万人日、子育て短期支援事業のショートステイにあつては約9万人日、養育支援訪問事業は約18万件となっているが、**未就園児1人当たりでは1年間に、一時預かり事業については約3日、ショートステイは約0.05日、養育支援訪問事業は約0.1件の利用にとどまっている。**
- 地域子育て支援拠点事業も第1子が3歳になるまでの子育て家庭の約50%が利用している一方で、**ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業等の子育て支援事業の利用は、低率に留まる。**

子ども子育て支援事業

【一時預かり】
約521万人日
(令和元年度実績)

【ショートステイ】
約9万人日
(令和元年度実績)

【養育支援訪問】
約18万件
(令和元年度実績)

要支援児童、要保護児童(保護等除く)1人あたりでは...

【ショートステイ】
約0.5日/年

【養育支援訪問】
約1件/年

未就園児1人あたりでは...

【一時預かり】
約3日/年

【ショートステイ】
約0.05日/年

【養育支援訪問】
約0.1件/年

図表Ⅱ-4-16 第1子が3歳になるまでに利用した子育て支援制度や施設：
第15回調査(2015年) 総数、正規雇用継続者

第1子の出生年/ 妻の出生年/ 妻の勤め先の 従業員規模	(客体数)	い ず れ か の 制 度 ・ 施 設 を 利 用	産 前 ・ 産 後 休 業 制 度	育 児 休 業 制 度 (妻)	育 児 休 業 制 度 (夫)	育 児 時 間 制 度 ・ 勤 務 制 度 (妻)	育 児 時 間 制 度 ・ 勤 務 制 度 (夫)	(認 可 小 規 模 保 育 所 保 育 所 含 む)	認 定 子 ど も 園	事 業 所 内 保 育 施 設	認 証 保 育 所	そ の 他 の 認 可 外 保 育 施 設 (・ 保 育 マ マ ・ 家 庭 的 保 育)	ベ ビ シ ン タ ー 保 育 含 む)	タ ブ レ ッ ト サ ポ ー ト セ ン タ ー	一 時 預 か り 事 業	相 談 の 場 な ど 地 域 の 親 子 交 流 や い	子 ど も の 支 援 セ ン タ ー ・ つ ど い	ど れ も 利 用 し な か つ た	制 度 ・ 施 設 利 用 回 数 の 平 均 値											
																				総 数	2000～04年	2005～09年	2010～12年	妻の出生年	1960～69年	1970～74年	1975～79年	1980～93年	妻の勤め先の従業員規模 (第1子1歳時)	無職・学生
総数	(2,410)	80.2%	26.3	22.7	0.5	7.1	0.2	24.1	3.7	2.7	5.1	0.5	0.8	3.6	10.6	49.5	19.8	1.57												
第1子の出生年																														
2000～04年	(983)	75.1	22.0	17.7	0.6	4.7	0.3	20.8	4.0	2.5	3.9	0.6	0.7	3.3	7.9	41.4	24.9	1.30												
2005～09年	(983)	82.6	27.8	24.5	0.4	6.8	0.2	25.8	2.7	2.8	5.8	0.5	0.6	3.9	12.4	53.0	17.4	1.67												
2010～12年	(444)	86.5	32.9	29.7	0.5	13.1	0.2	27.5	5.2	2.7	6.1	-	1.6	3.8	12.6	59.5	13.5	1.95												
妻の出生年																														
1960～69年	(188)	75.0	20.7	18.6	-	6.4	-	22.3	1.6	2.7	4.3	1.1	1.6	4.8	10.1	46.3	25.0	1.40												
1970～74年	(754)	80.9	27.1	22.5	0.8	7.6	0.4	22.9	3.6	1.7	6.1	0.7	1.5	3.3	10.3	49.1	19.1	1.58												
1975～79年	(860)	80.3	26.9	23.8	0.7	6.6	0.2	24.3	3.8	3.8	4.5	0.2	0.6	4.0	10.1	50.0	19.7	1.60												
1980～93年	(608)	80.9	26.5	22.5	-	7.4	0.2	25.7	4.3	2.3	4.8	0.3	0.2	3.1	11.8	50.2	19.1	1.59												
妻の勤め先の従業員規模 (第1子1歳時)	(2,319)																													
無職・学生	(1,545)	74.5	5.0	2.7	0.3	0.3	0.1	10.4	2.6	1.2	3.6	0.3	0.6	3.6	11.7	58.8	25.5	1.01												
1～29人	(200)	82.0	39.5	30.5	0.5	5.5	0.5	39.5	6.0	1.5	6.5	0.5	1.5	3.0	10.5	29.0	18.0	1.75												
30～99人	(90)	91.1	68.9	62.2	2.2	14.4	-	55.6	6.7	2.2	6.7	1.1	-	5.6	10.0	35.6	8.9	2.71												
100～299人	(127)	96.9	74.8	64.6	-	18.9	-	48.8	7.1	9.4	7.9	0.8	-	2.4	6.3	30.7	3.1	2.73												
300～999人	(95)	94.7	85.3	86.3	-	35.8	1.1	55.8	5.3	14.7	7.4	-	-	1.1	6.3	30.8	5.3	3.42												
1000人以上 官公庁	(156) (77)	97.4 100.0	87.2 93.5	80.8 92.2	1.3 1.3	35.3 24.7	0.6 1.3	62.2 57.1	5.8 7.8	7.7 1.3	10.9 7.8	0.6 2.6	1.9 1.3	1.9 9.8	9.0 6.5	28.8 46.8	2.6 -	3.34 3.52												
総数	(518)	98.1%	90.7	83.6	1.2	28.0	0.8	55.2	7.1	6.9	7.9	1.0	1.2	4.2	6.4	34.2	1.9	3.28												
第1子の出生年																														
2000～04年	(186)	96.8	88.2	78.0	1.6	21.0	1.1	49.5	7.0	7.5	5.4	1.6	1.6	3.8	5.4	24.2	3.2	2.96												
2005～09年	(218)	99.1	92.7	87.6	0.9	25.7	0.5	60.6	5.5	6.9	8.3	0.9	0.5	3.7	6.9	35.8	0.9	3.36												
2010～12年	(114)	98.2	91.2	85.1	0.9	43.9	0.9	54.4	10.5	6.1	11.4	-	1.8	6.1	7.0	47.4	1.8	3.67												
妻の出生年																														
1960～69年	(34)	100.0	94.1	85.3	-	26.5	-	58.8	2.9	8.8	8.8	-	2.9	5.9	5.9	20.6	-	3.21												
1970～74年	(173)	97.1	90.8	82.7	2.3	28.9	1.7	57.2	6.4	4.0	8.7	1.7	1.7	4.0	5.8	26.0	2.9	3.22												
1975～79年	(193)	97.9	88.1	82.4	1.0	24.9	0.5	54.9	7.8	8.8	6.2	0.5	1.0	4.1	6.2	37.3	2.1	3.24												
1980～93年	(118)	99.2	94.1	86.4	-	32.2	-	51.7	8.5	7.6	9.3	0.8	-	4.2	7.6	44.9	0.8	3.47												
妻の勤め先の従業員規模 (第1子1歳時)	(518)																													
1～29人	(80)	90.0	78.8	60.0	1.3	10.0	-	40.0	7.5	0.0	6.3	1.3	1.3	5.0	6.3	31.3	10.0	2.49												
30～99人	(57)	100.0	89.5	82.5	3.5	19.3	-	52.6	7.0	3.5	7.0	-	-	5.3	8.8	42.1	-	3.21												
100～299人	(87)	98.9	90.8	79.3	-	20.7	-	52.9	8.0	9.2	4.6	1.1	1.1	1.1	3.4	27.6	1.1	3.00												
300～999人	(76)	99.2	93.4	94.7	-	40.8	1.3	53.9	6.6	15.8	7.9	-	1.3	7.9	5.3	39.5	-	3.68												
1000人以上 官公庁	(131) (73)	99.2 100.0	94.7 95.9	88.5 94.5	1.5 1.4	41.2 26.0	0.8 1.4	65.6 58.9	6.9 6.8	9.2 1.4	11.5 6.8	0.8 2.7	1.5 1.4	2.3 6.8	8.4 5.5	47.5 46.6	0.8 -	3.60 3.56												

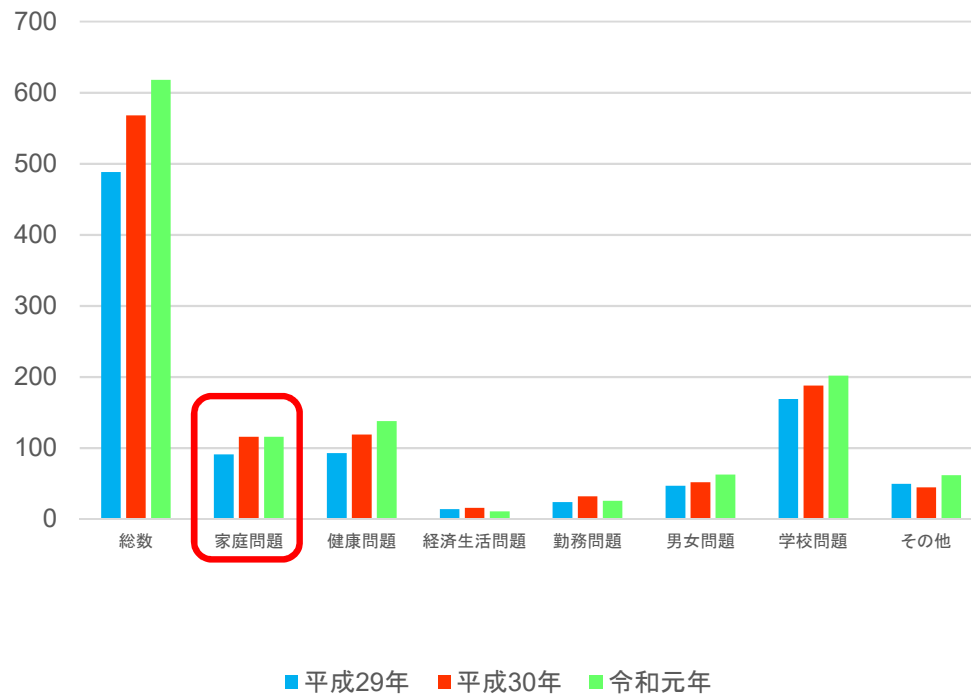
注：対象は第1子が3歳以上15歳未満の初婚どうしの夫婦。ここでの「正規雇用継続者」とは、「第1子の妊娠がわかったとき」「第1子が1歳になったとき」の2時点で正規雇用者であった者。勤め先の従業員数不詳については掲載を省略。ただし、総数にはこれを含む。

自殺と家族問題

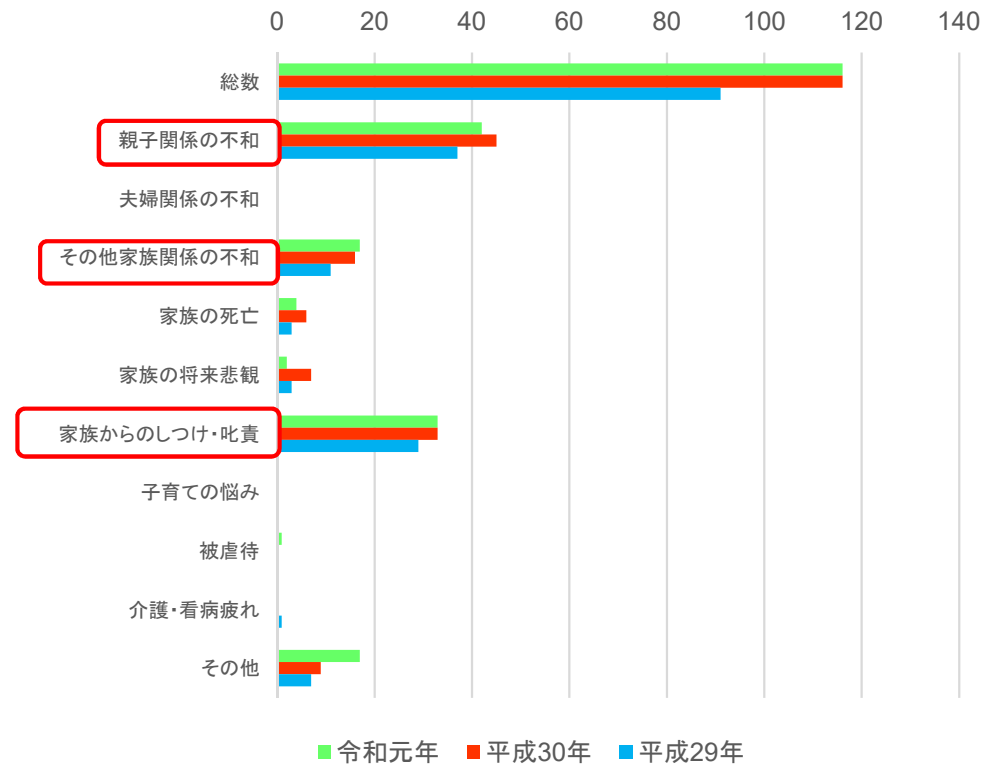
令和3年4月23日
社会的養育専門委員会資料

- 令和元年中における自殺の状況においては、19歳以下の自殺者を原因・動機別で見ると、学校問題が最も多い（202件）ものの、**健康問題**（138件）と**家庭問題**（116件）がほぼ同規模でその次を占める。また、家庭問題の内訳は、「**親子関係の不和**」（42件）「**家族からのしつけ・叱責**」（33件）「**その他家族関係の不和**」（17件）が多くを占めている。

自殺者数（総数、原因・動機別）



原因・動機を家庭問題としたものの内訳



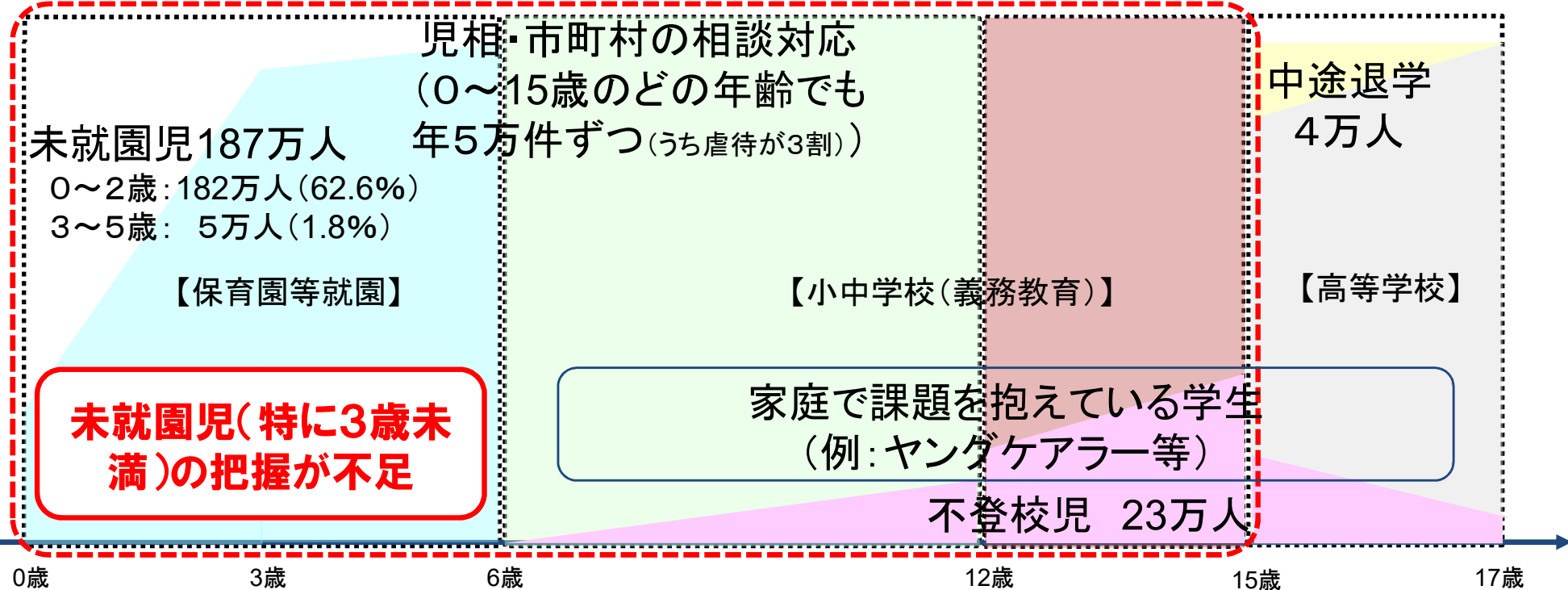
「令和元年中の自殺の状況」（厚生労働省）等

考えられる子ども家庭行政の今後の課題①

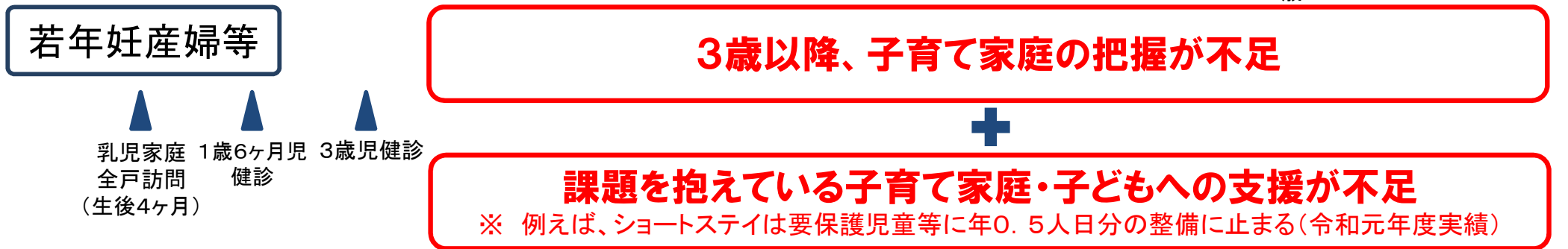
令和3年4月23日
社会的養育専門委員会資料

課題は、①未就園児（特に虐待死亡事例が多い3歳未満）の把握が不足、②3歳以降の就学世帯を含めた子育て家庭の把握が不足、③課題を抱えている家庭や子どもに対する支援が不足、の3つ。
→ 結果として、課題を抱えている家庭で育った子どもからその子どもへ、環境・課題・虐待が連鎖。

保育園等、学校



母子保健・児童福祉

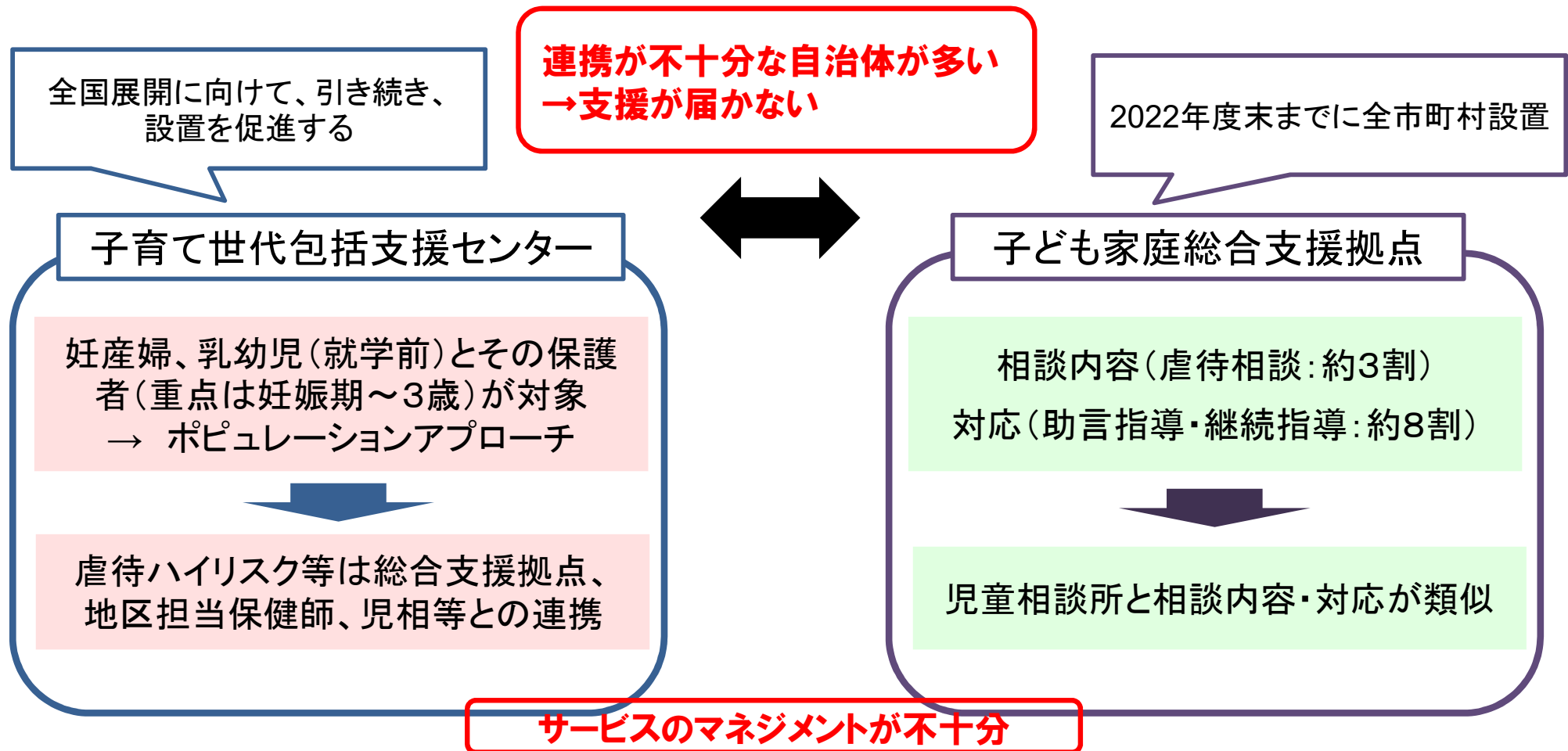


課題を抱えている家庭で育った子どもからその子どもへ、環境・課題・虐待の連鎖

考えられる子ども家庭行政の今後の課題②

令和3年4月23日
社会的養育専門委員会資料

- 「子育て世代包括支援センター（法律上は「母子健康包括支援センター）」と「子ども家庭総合支援拠点」は、それぞれ、全国展開に向けて設置を進めている。
- 虐待要因は複合的なため、保健、福祉単独での対応では不十分であり、母子保健と児童福祉との一体的対応が必要。
- しかしながら、現場では支援がばらばらに提供されており、支援提供のハブとなる機能（マネジメント）が必要となっている。



○保育所は地域の保護者等に対する子育て支援に努めることとされている。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第四十八条の四 保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

2 保育所に勤務する保育士は、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）（抄）

第4章 子育て支援

保育所における保護者に対する子育て支援は、全ての子どもの健やかな育ちを実現することができるよう、第1章及び第2章等の関連する事項を踏まえ、子どもの育ちを家庭と連携して支援していくとともに、保護者及び地域が有する子育てを自ら実践する力の向上に資するよう、次の事項に留意するものとする。

1・2（略）

3 地域の保護者等に対する子育て支援

(1) 地域に開かれた子育て支援

ア 保育所は、児童福祉法第48条の4の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、地域の保護者等に対して、保育所保育の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うよう努めること。

イ 地域の子どもに対する一時預かり事業などの活動を行う際には、一人一人の子どもの心身の状態などを考慮するとともに、日常の保育との関連に配慮するなど、柔軟に活動を展開できるようにすること。

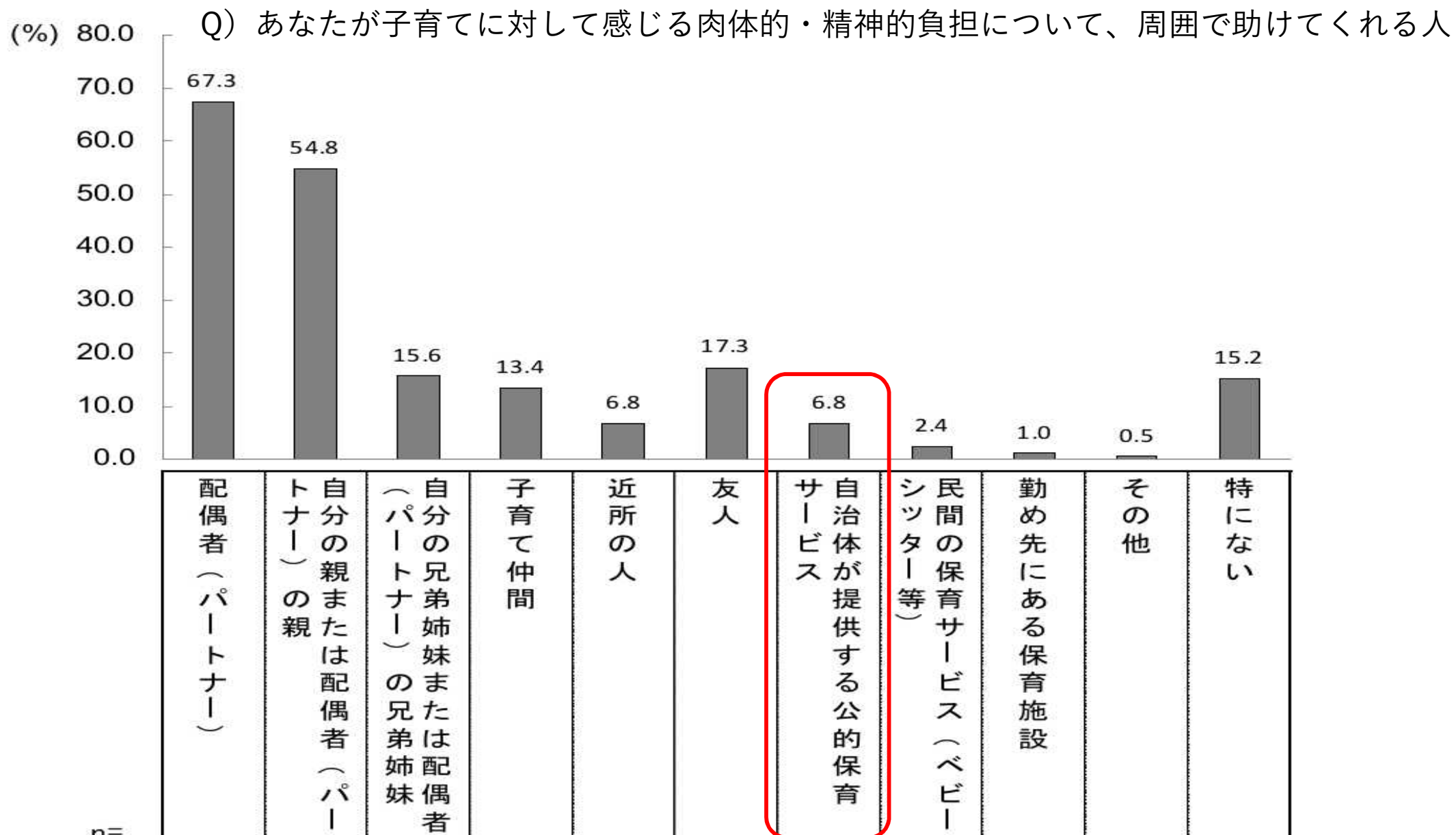
(2) 地域の関係機関等との連携

ア 市町村の支援を得て、地域の関係機関等との積極的な連携及び協働を図るとともに、子育て支援に関する地域の人材と積極的に連携を図るよう努めること。

イ 地域の要保護児童への対応など、地域の子どもを巡る諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携及び協力して取り組むよう努めること。

子育て世代が考える子育てを助けてくれる者

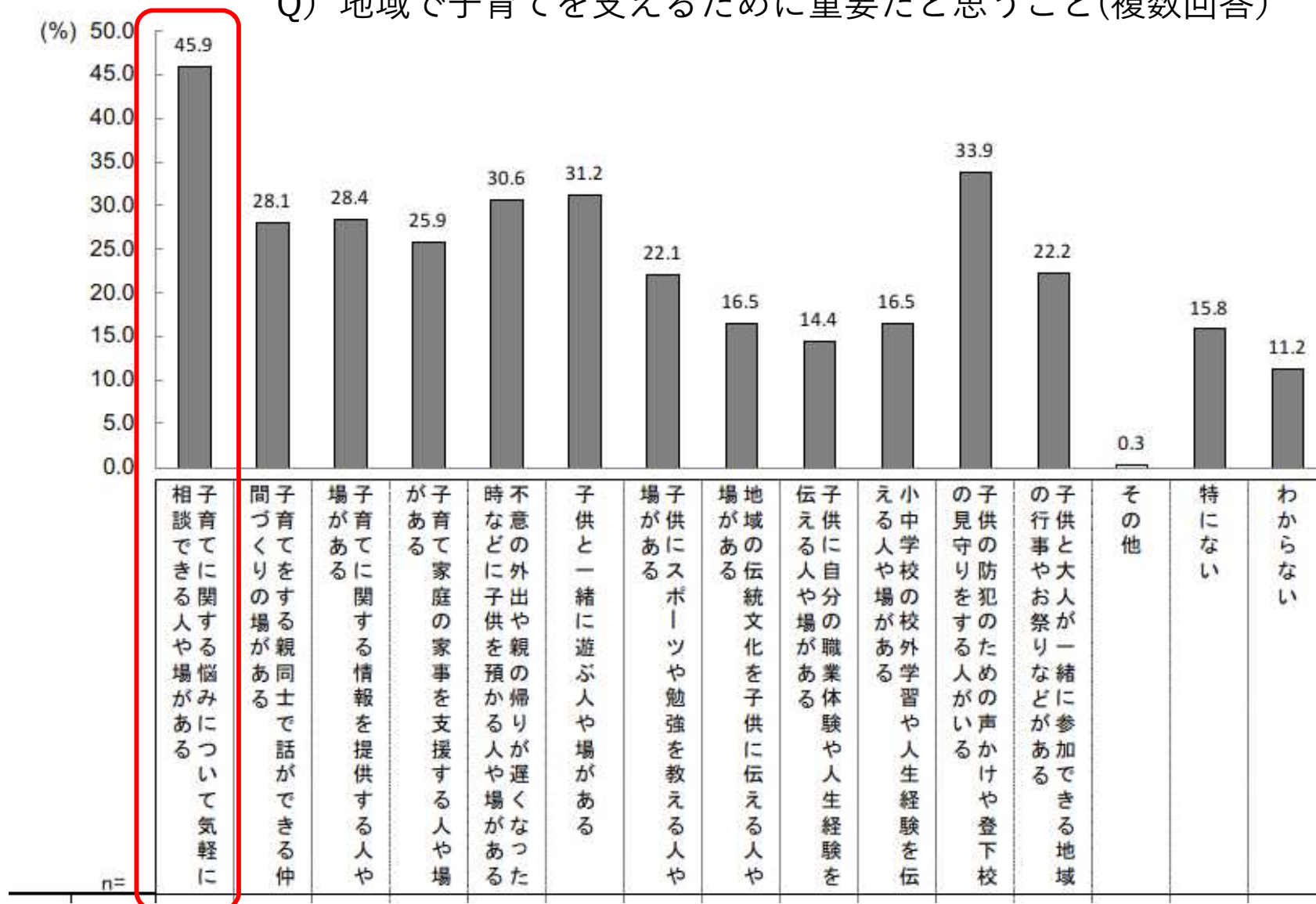
○子育て支援について、保育所を含む公的サービスに期待する割合は相対的に低い。



地域で子育てを支えるために重要だと思うこと

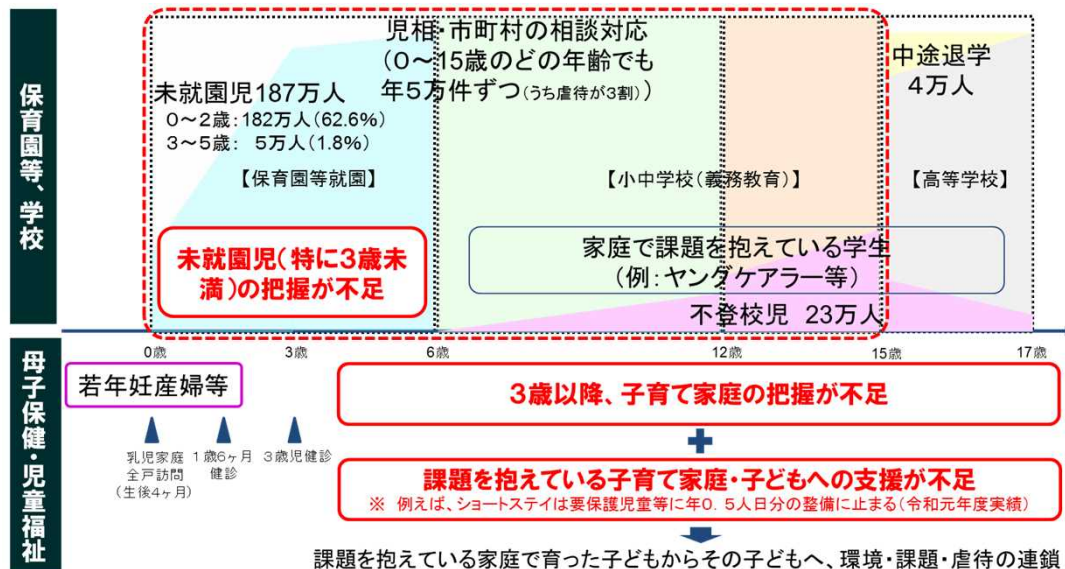
○地域の子育て支援で最もニーズが高いのは悩みについて気軽に相談できる人や場所となっている。

Q) 地域で子育てを支えるために重要だと思うこと(複数回答)



包括的な子育て家庭支援体制構築のため、児童福祉法等の改正について検討。

課題1: 支援ニーズの把握が不十分、サービスが不足



先進的な取り組み事例

①未就園児も含め、子育て世帯が登録して相談機関(保育所)につながる

<石川県マイ保育園>

- > 2005年から実施
- > 妊娠時から3歳までの子を持つ全ての家庭が身近な保育園に登録
- > 育児体験、一時保育、育児相談が利用できる



②子育て世帯に訪問し、育児・家事を支援

<浜松市はますくヘルパー>

- > 2016年から実施
- > 産前から1歳になるまでの保護者のヘルパー利用時に補助
- > 支援内容は家事支援、育児支援、相談支援があり、1日2回最大4時間まで(通算50時間まで)利用可能



③課題のある就学児童に多様な支援を提供

<Learning for All(葛飾区等)>

- > 6歳~18歳の子ども達の状況に合わせ多様な支援を提供
- ※ 子ども食堂、学童、中高生の居場所、学習支援等
- > 学校等と連携し支援と結びつける
- > 「子ども支援の運営」と「大人達の連携」を両輪で地域の中で展開



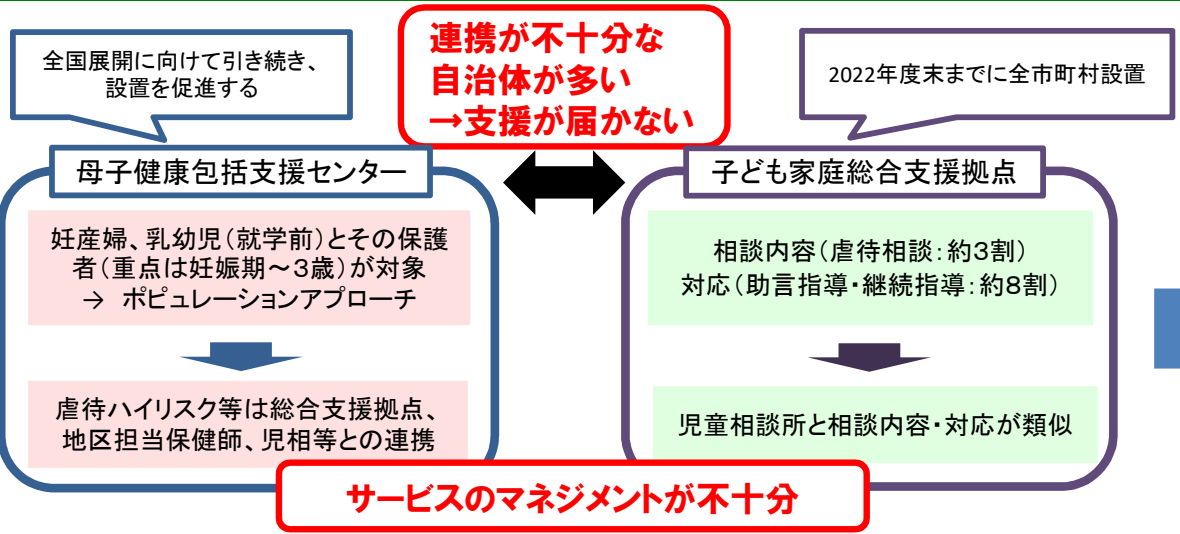
④子育てケアプランの作成と育児用品・バウチャーの贈呈

<浦安市子どもプロジェクト>

- > 妊娠から子どもが2歳になるまでに3回子育てケアプランを作成
- > 併せて育児用品、市内協賛店や市の子育て支援サービスで利用できるバウチャー券(1.5万円)を贈呈



課題2: マネジメント体制の再構築が必要



4 多様な保育ニーズについて

地域子ども・子育て支援事業の概要について

- ・市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施する。(子ども・子育て支援法第59条)
- ・国及び都道府県は同法に基づき、事業を実施するために必要な費用に充てるため、交付金を交付することができる。
- ・費用負担割合は国・都道府県・市町村それぞれ1/3(妊婦健診については交付税措置)

①利用者支援事業

子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

②延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

③実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等、特定子ども・子育て支援に対して保護者が支払うべき食事の提供(副食の提供に限る)にかかる費用を助成する事業

④多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

⑤放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭における養育が一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な養育・保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))

⑦乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談を行う事業

⑧養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師や助産師、保育士が居宅を訪問し、養育に関する相談に応じ、指導や助言等により養育能力を向上させるための支援を行う事業

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、要保護児童対策調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を行う事業

⑨地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

⑩一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

⑪病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業

⑫子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

⑬妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

一時預かり事業

令和2年度予算 1,453億円の内数 → 令和3年度予算 1,673億円の内数

1. 事業概要

○ 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業。

実施主体：市町村（特別区を含む。）

補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

令和3年度補助基準額（案）（一般型基本分）：1か所あたり年額 **2,676千円～47,880千円**

<事業類型>

(1) 一般型

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

(2) 余裕活用型（平成26年度創設）

保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。

(3) 幼稚園型Ⅰ（平成27年度創設）

幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり必要な保護を行う事業。

(4) 幼稚園型Ⅱ（平成30年度創設）

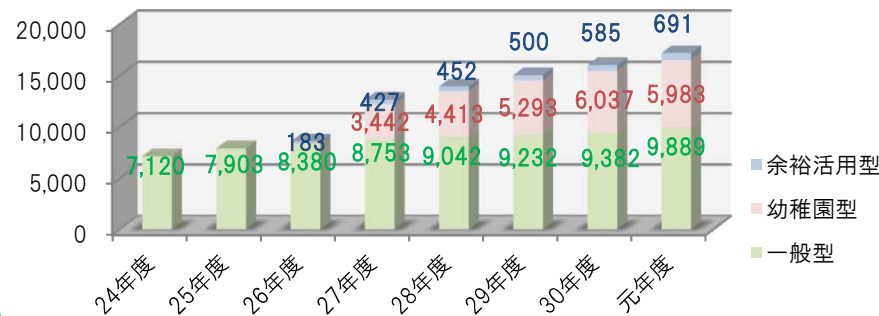
幼稚園において、保育を必要とする0～2歳児の受け皿として、定期的な預かりを行う事業。

(5) 居宅訪問型（平成27年度創設）

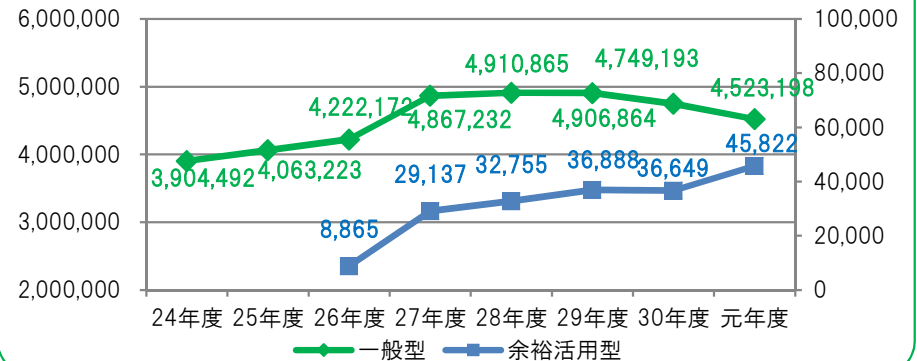
家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、乳幼児の居宅において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

2. 事業実績

<実施か所数>



<延べ利用児童数>



延長保育事業

令和2年度予算 1,453億円の内数 → 令和3年度予算 1,673億円の内数

1. 事業概要

保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業。

(1) 一般型

標準時間認定：1 1時間の開所時間を超えて保育を実施する事業

短時間認定：各事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて保育を実施する事業

(2) 訪問型（平成27年度創設）

居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超えて保育を実施する事業

<一般的な保育所等（7時から18時まで開所し、後4時間の延長を実施する場合）【標準時間】>



<夜間保育所（11時から22時まで開所し、前2時間、後4時間の延長を実施する場合）>



2. 実施主体等

実施主体：市町村（特別区含む。）

補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

<令和3年度補助基準額（案）>

※括弧は夜間保育所（夜間延長分に限る）の補助基準額

① 保育短時間認定（保育所：在籍児童1人当たり年額）

1時間延長：18,800円

2時間延長：37,600円

3時間延長：56,400円

② 保育標準時間認定（保育所：1事業所当たり年額）

30分延長：300,000円

1時間延長：1,665,000円（1,893,000円）

2～3時間延長：2,617,000円（2,845,000円）

4～5時間延長：5,491,000円（5,605,000円）

6時間以上延長：6,465,000円

3. 事業実績

<実施か所数>

平成29年度：26,936か所（公立7,361か所、私立19,575か所）

平成30年度：28,476か所（公立7,375か所、私立21,101か所）

令和元年度：29,463か所（公立7,194か所、私立22,269か所）

<年間実利用児童数>

平成29年度：1,062,214人（公立276,477人、私立785,737人）

平成30年度：1,069,291人（公立264,816人、私立804,475人）

令和元年度：1,064,179人（公立255,279人、私立808,900人）

※ 厚生労働省子ども家庭局保育課調べ

※ 公立施設については、平成17年度に一般財源化

病児保育事業

令和2年度予算 1,453億円の内数 → 令和3年度予算 1,673億円の内数

1. 事業概要

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

<事業類型>

(1) 病児対応型・病後児対応型

地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

(2) 体調不良児対応型

保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

(3) 非施設型（訪問型）

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の**自宅へ訪問**し、一時的に保育する事業。

<実施主体等>

実施主体：市町村(特別区を含む。) 補助率：国 1/3(都道府県 1/3、市町村 1/3)

■ 令和3年度予算案における対応

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえつつ、提供体制を安定的に確保するため、基本単価の比率を引き上げ。

<補助基準額（案）（病児対応型1か所当たり年額）>

基本分単価：令和2年度 5,007,000円 → 令和3年度案 7,041,000円

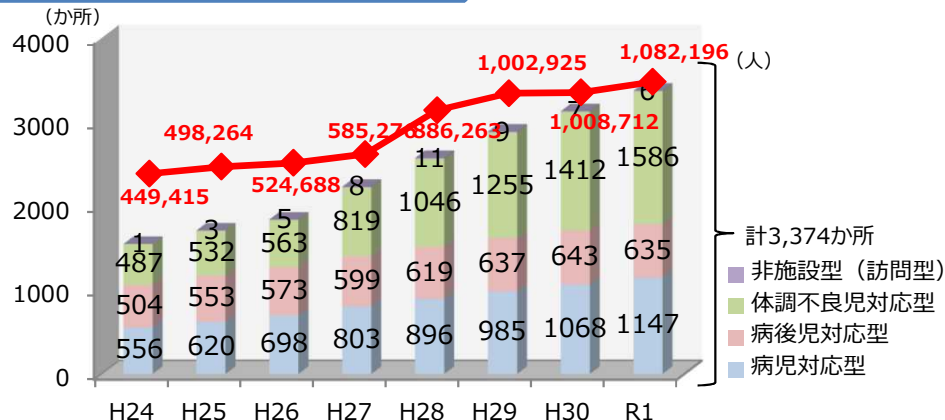
加算分単価：（例）200～399人の場合

令和2年度 200～399人単価 4,434,000円

→ 令和3年度案 200～299人単価 3,000,000円

300～399人単価 4,000,000円

2. 実施か所数及び延べ利用児童数

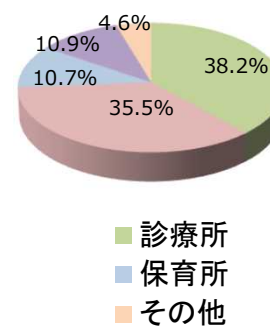


※平成27年度までの延べ利用児童数は、「病児対応型」及び「病後児対応型」の合計

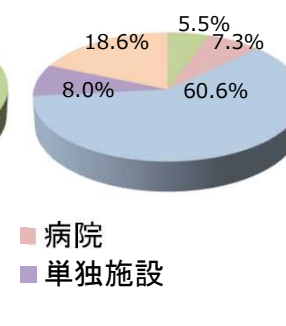
※平成28年度からの延べ利用児童数は、「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」の合計

3. 実施場所

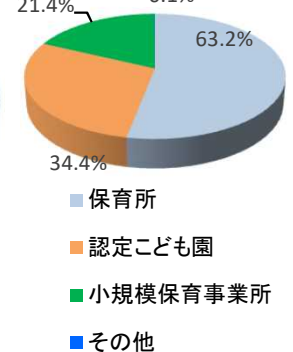
(1) 病児対応型



(2) 病後児対応型



(3) 体調不良児対応型



障害児保育の概要

1. 財政支援

1 現状

- 昭和49年度より予算補助事業として、障害児の保育に対応する職員を加配
- 平成15年度より当該事業を一般財源化し、**地方交付税により措置**
- 平成19年度より、対象児童を「特別児童扶養手当支給対象児童」から「軽度障害児」まで対象を拡大

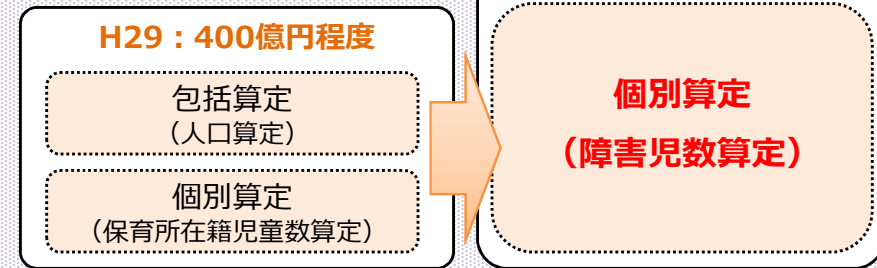
2 平成30年度における改善点

- 保育所における障害児の受入及び保育士の配置の実態を踏まえ、**400億円程度から880億円程度**に拡充
- 包括算定経費（人口より算定）と個別算定経費（保育所在籍児童数より算定）により交付していたものを、**個別算定方式に一本化し、算定方法を受入障害児数による算定に変更**

<対象の範囲> 平成19年度拡充部分

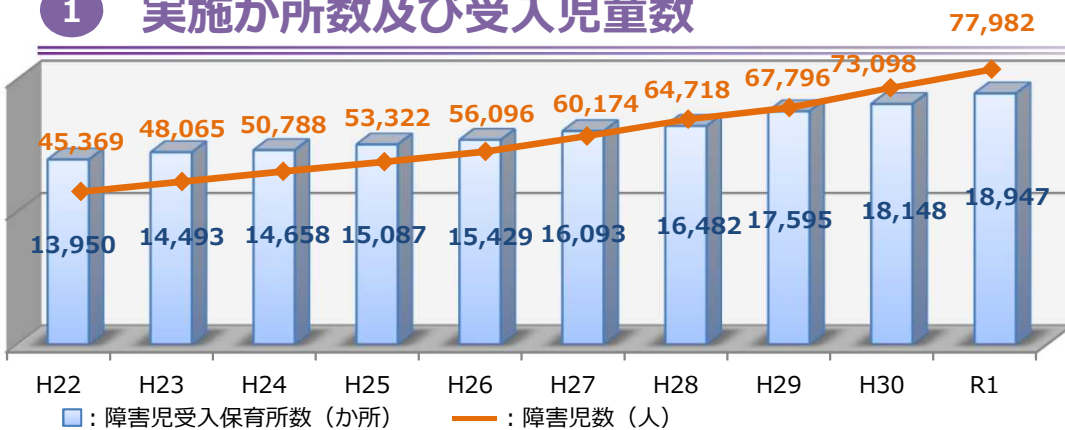
人件費	程度	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害
	重度				斜線
	中度				斜線
	軽度	斜線	斜線	斜線	斜線
物件費		斜線	斜線	斜線	斜線

<H30改善点>



2. 現状

1 実施か所数及び受入児童数



2 障害児保育担当職員数 (R1.3.31時点)

単位：人

合計	障害児保育担当職員	
	常勤職員	非常勤職員
45,738	21,124	24,614

- ※厚生労働省子ども家庭局保育課調べ
- ※障害児数には、軽度障害児を含む
- ※障害児保育担当職員は、障害児保育を行うことを主として配置されている職員
- ※非常勤職員は実人数（常勤換算していないもの）

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算：402億円の内数)

事業内容

- 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

令和3年度予算における対応（案）《拡充》

- モデル事業として実施している医療的ケア児保育支援事業を一般事業化するとともに、喀痰吸引等研修を受講した保育士が「医療的ケア児保育支援者」として管内保育所の巡回支援を行う場合、処遇改善を実施する。

【補助基準額（案）】

○基本分単価		
① 看護師等の配置	1施設当たり	5,320千円
○加算分単価		
② 研修の受講支援	1施設当たり	300千円
③ 補助者の配置	1施設当たり	2,160千円
④ 医療的ケア保育支援者の配置 (喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算)	1市区町村当たり	2,160千円
⑤ ガイドラインの策定	1市区町村当たり	360千円
⑥ 検討会の設置	1市区町村当たり	560千円

- さらに、各自治体の取組みを推進するため、か所数の増加を図る（90か所→199か所）。

事業イメージ

<管内保育所等>

看護師等の配置や医療的ケア児保育支援者の支援を受けながら、**保育士の研修受講等**を行い、医療的ケア児を受入れ。



保育所

保育所（医ケア児受入施設）



看護師等の配置

<基幹施設>

モデル事業を実施してノウハウを蓄積した施設等が、市町村内の基幹施設として、**管内保育所の医療的ケアに関する支援**を行うとともに、**医療的要因や障害の程度が高い児童の対応**を行う。



医療的ケア児保育支援者

助言・支援等

体制整備等

<自治体>

検討会の設置



ガイドラインの策定

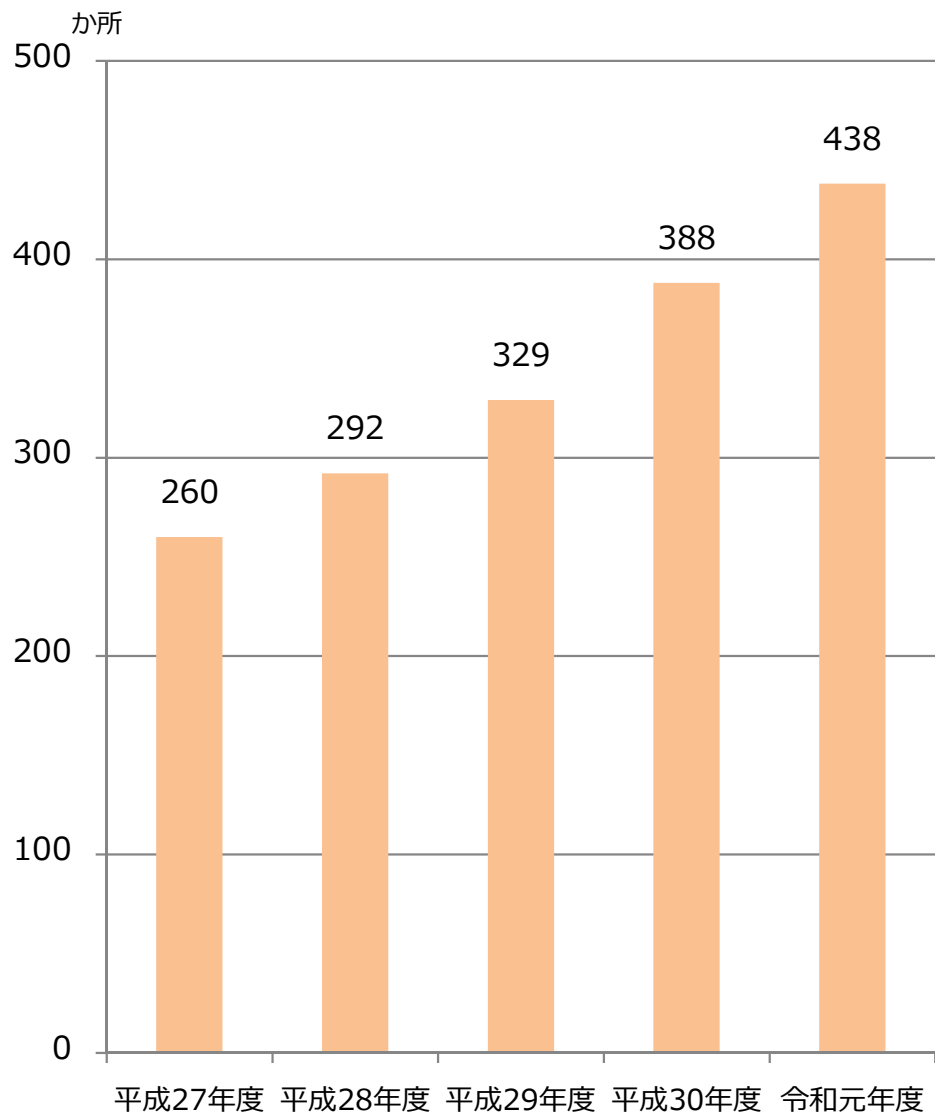
検討会の設置やガイドラインの策定により、医療的ケア児の受入れについての検討や関係機関との連絡体制の構築、施設や保護者との調整等の体制整備を実施。

実施主体・補助割合・事業実績

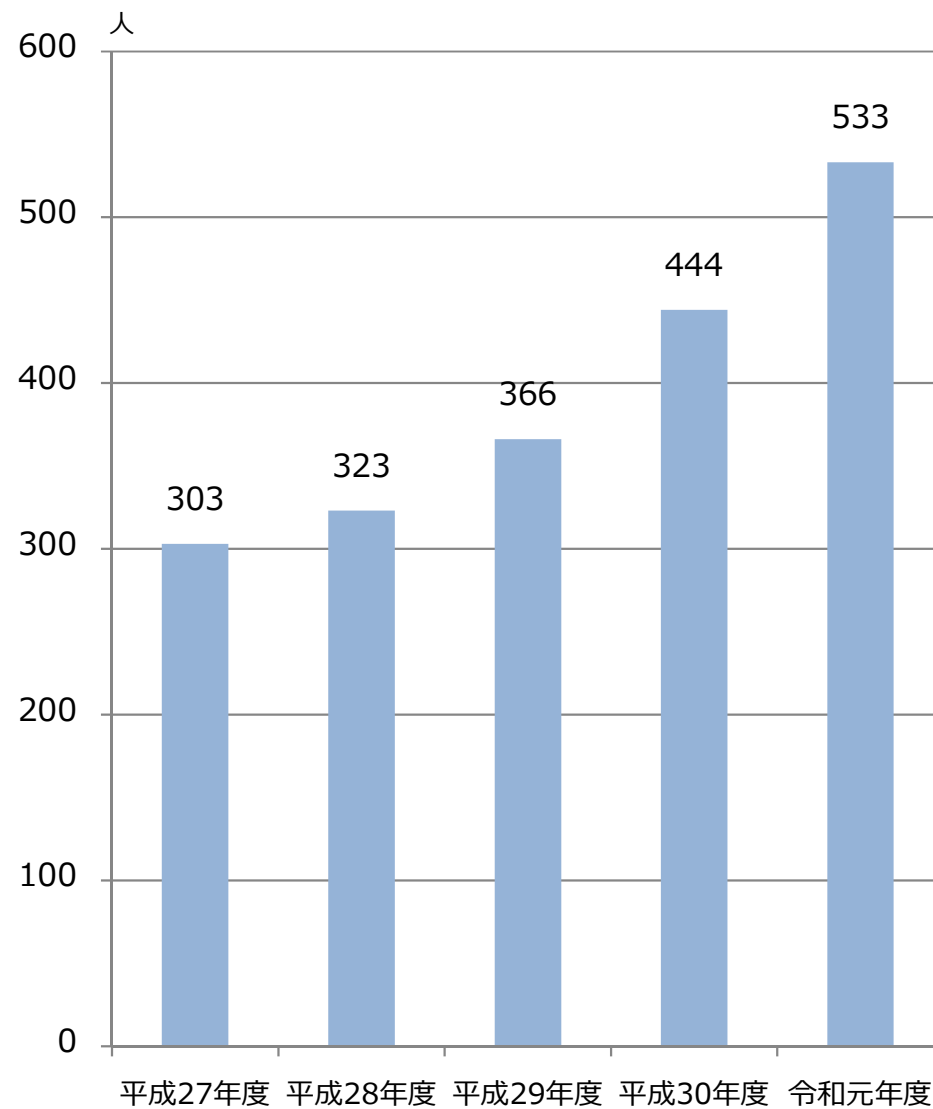
- 都道府県、市区町村
- 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2
- 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4
- R2（公募ベース）：109か所（171か所）

医療的ケア児の受入れ状況の推移

医療的ケア児を受入れている施設数



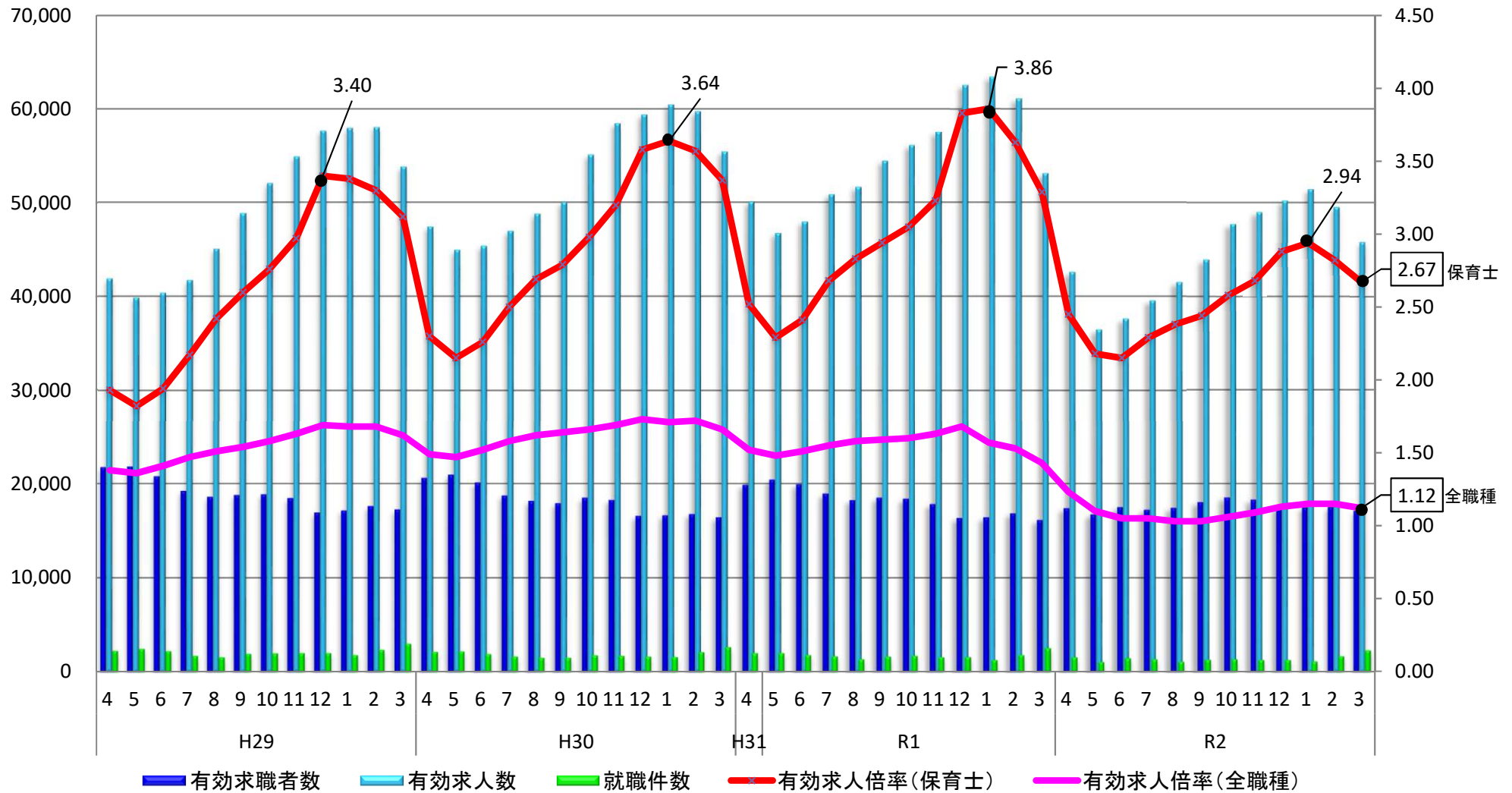
医療的ケア児の受入れ状況



5 保育士の状況について

保育士の有効求人倍率の推移（全国）

○保育士の有効求人倍率は依然として全職種平均よりも高い水準



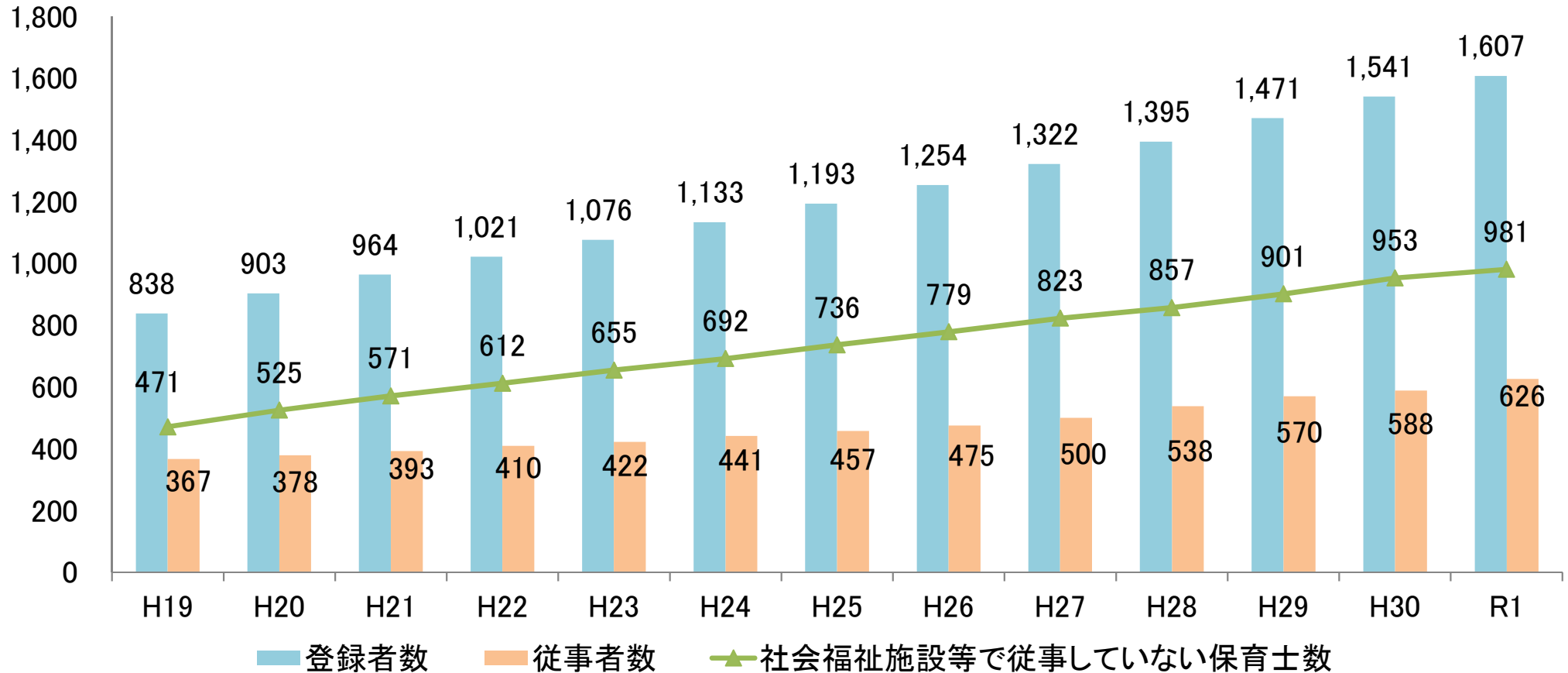
(出典)一般職業紹介状況(職業安定業務統計)(厚生労働省)

※保育士の有効求人倍率について、各年度の最も高い月の数値を記載している。
 ※全職種の有効求人倍率は、実数である。

保育士の登録者数と従事者数の推移

○保育士資格を有しながら保育所等で働いていない保育士が数多く存在

(単位:千人)



出典: 登録者数: 厚生労働省子ども家庭局保育課調べ(各年10月1日)

従事者数: 厚生労働省「社会福祉施設等調査」(各年10月1日)の社会福祉施設に従事する(常勤換算でない)保育士の数を元に、平成29年までは、厚生労働省(子ども家庭局)で回収率(例: 保育所等の場合、平成28年の回収率: 93.9%、平成29年の回収率: 94.3%)の変動を踏まえ、割り戻して算出したもの。平成30年は、全数調査から標本調査への移行により調査結果が全施設の推計値となり、回収率での割り戻しはしていないため、平成29年以前の結果との比較には留意が必要。

※ 従事者数には、常勤保育士のほか、常勤ではない短時間勤務の保育士も1名として計上しており、保育所のほか、児童養護施設等の社会福祉施設で従事している者も含まれている。

※ H23の従事者数については、東日本大震災の影響で宮城県と福島県の28市町村で調査未実施。

※ 社会福祉施設等で従事していない保育士数には、認可外保育施設や幼稚園に勤務する者、保育士が死亡した場合の保育士資格の喪失に係る届出を行っていない者を含む。

保育所等における保育人材の数（常勤換算）の推移

○保育所等で働く保育士数は現状増え続けている

（単位：人）

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
保育士	380,998	394,291 (+13,293)	412,067 (+17,776)	439,167 (+27,100)	464,269 (+25,102)	479,309 (+15,040)	505,523 (+26,214)
保育教諭 (保育士資格を持たない者)			3,913	6,009 (+2,096)	6,995 (+986)	7,561 (+566)	7,970 (+409)
地域型保育事業の保育従事者			3,413	4,010 (+597)	4,501 (+491)	3,322 (-1,179)	3,149 (-173)
保育補助者等	29,849	30,273 (+424)	30,295 (+22)	30,886 (+591)	31,911 (+1,025)	32,647 (+736)	24,869 (-7,778)
保育人材の数	410,847	424,564 (+13,717)	449,688 (+25,124)	480,072 (+30,384)	507,676 (+27,604)	522,839 (+15,163)	541,511 (+18,672)

※ 社会福祉施設等調査(各年10月1日現在)及び平成28～30年度保育所・幼稚園・認定こども園等に係る実態調査等を基に算出

※ 社会福祉施設等調査の数値は、回収率100%に割り戻して推計(回収率 H25:93.5%、H26:93.5%、H27:94.5%、H28:93.9%、H29:94.3%)

平成30年以降は、全数調査から標本調査への移行により調査結果が全施設の推計値となり、回収率での割り戻しはしていないため、平成29年以前の結果との比較には留意が必要。

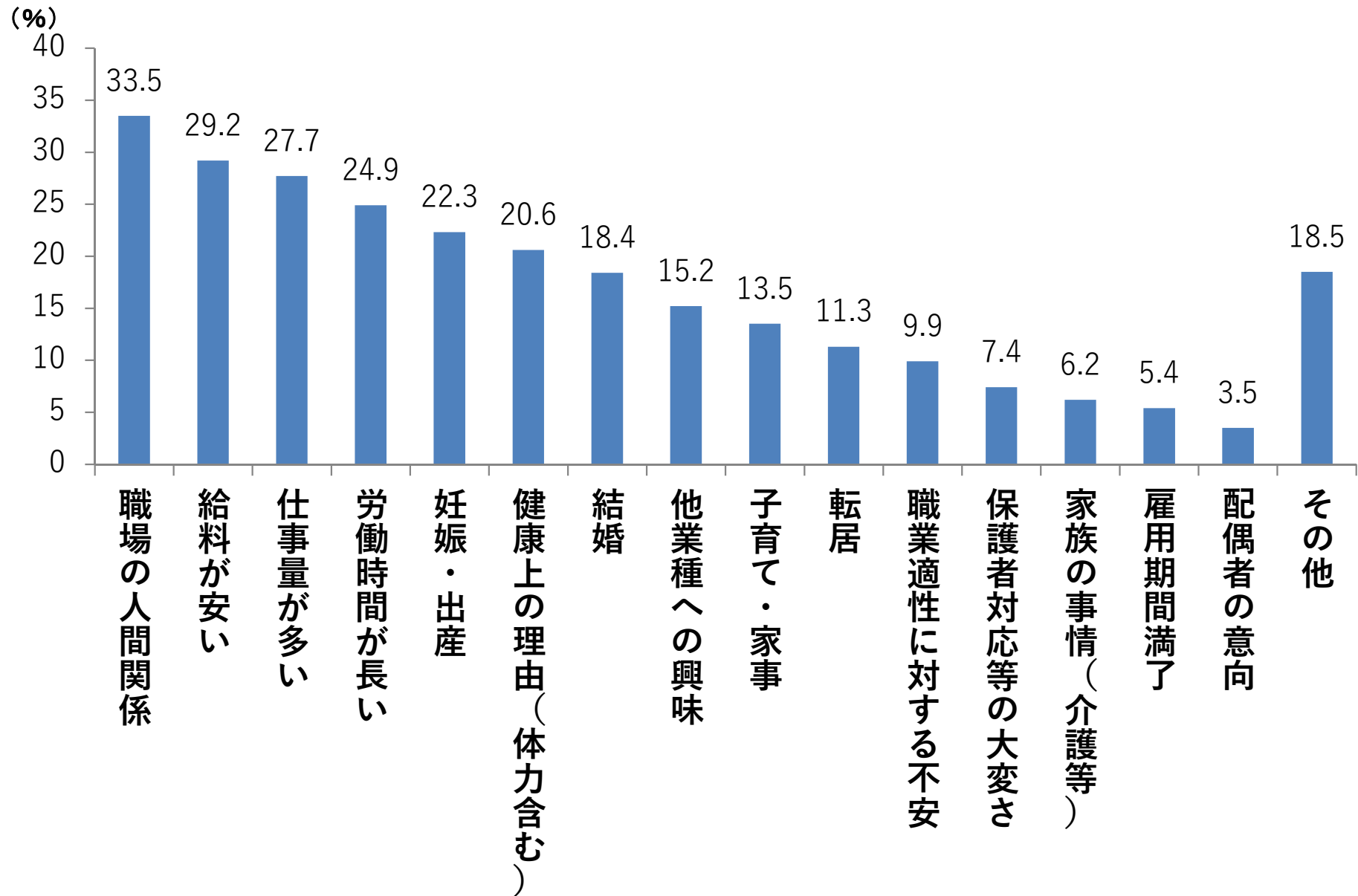
※ 平成27年以降の保育士の数には保育教諭(主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭、講師を含む。)のうち保育士資格保有者、小規模保育事業所における保育従事者のうち保育士資格保有者及び家庭的保育者のうち保育士資格保有者の数を含む。平成30年以降は、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に従事する者のうち保育士資格保有者の数を含む。

※ 地域型保育事業の保育従事者の数は、平成29年までは小規模保育事業における保育士資格を有しない保育従事者及び家庭的保育事業における従事者の数となっている。なお、社会福祉施設等調査における小規模保育事業の従事者のうち保育資格保有者を除いた数(保育士資格保有者は保育士に計上)に、経営実態調査における家庭的保育事業の家庭的保育者及び家庭的保育補助者の1か所当たりの配置数に事業所数を乗じて算出した数を足した数となっている。平成30年以降は地域型保育事業のうち保育士資格を持たない保育従事者、家庭的保育者、家庭的保育補助者、居宅訪問型保育者の数となっている。

※ 保育補助者等の数は、平成30年までは、経営実態調査における保育補助者及び看護師等のうち保育業務従事者の1施設当たりの配置数に保育所数を乗じて算出した数に、社会福祉施設等調査における幼保連携型認定こども園の教育・保育補助員の数を足した数となっている。令和元年については、令和元年度経営実態調査において、保育補助者及び看護師等の配置数が不明であったことから、保育補助者は令和元年社会福祉施設等における保育所・保育所型認定こども園の保育補助者の数となっており、看護師等は含めていないため、平成30年以前の結果との比較には留意が必要。

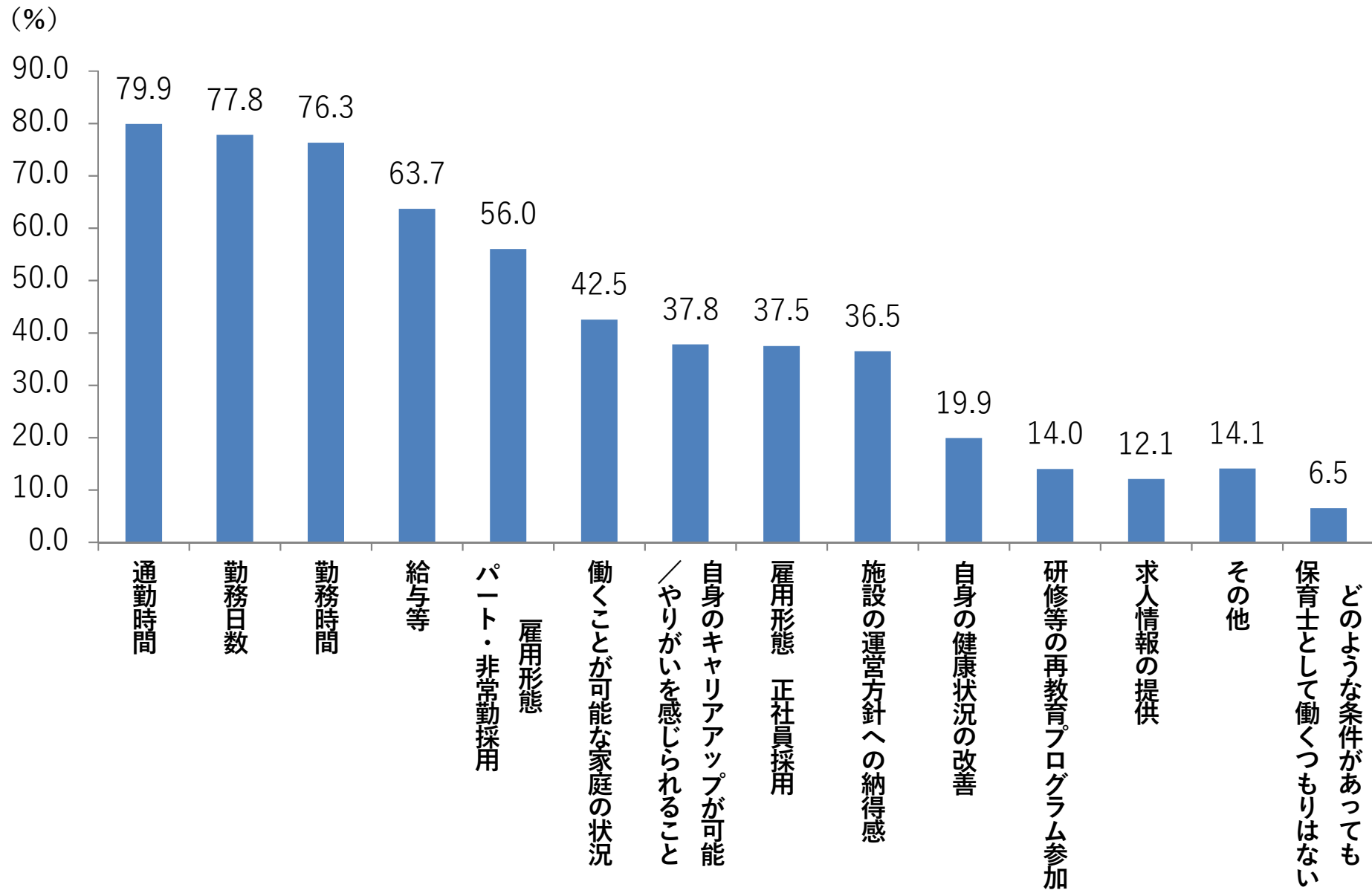
保育士として就業した者が退職した理由（複数回答）

○離職理由としては、職場の人間関係、給料が安い、仕事が多い等が多く挙げられている。



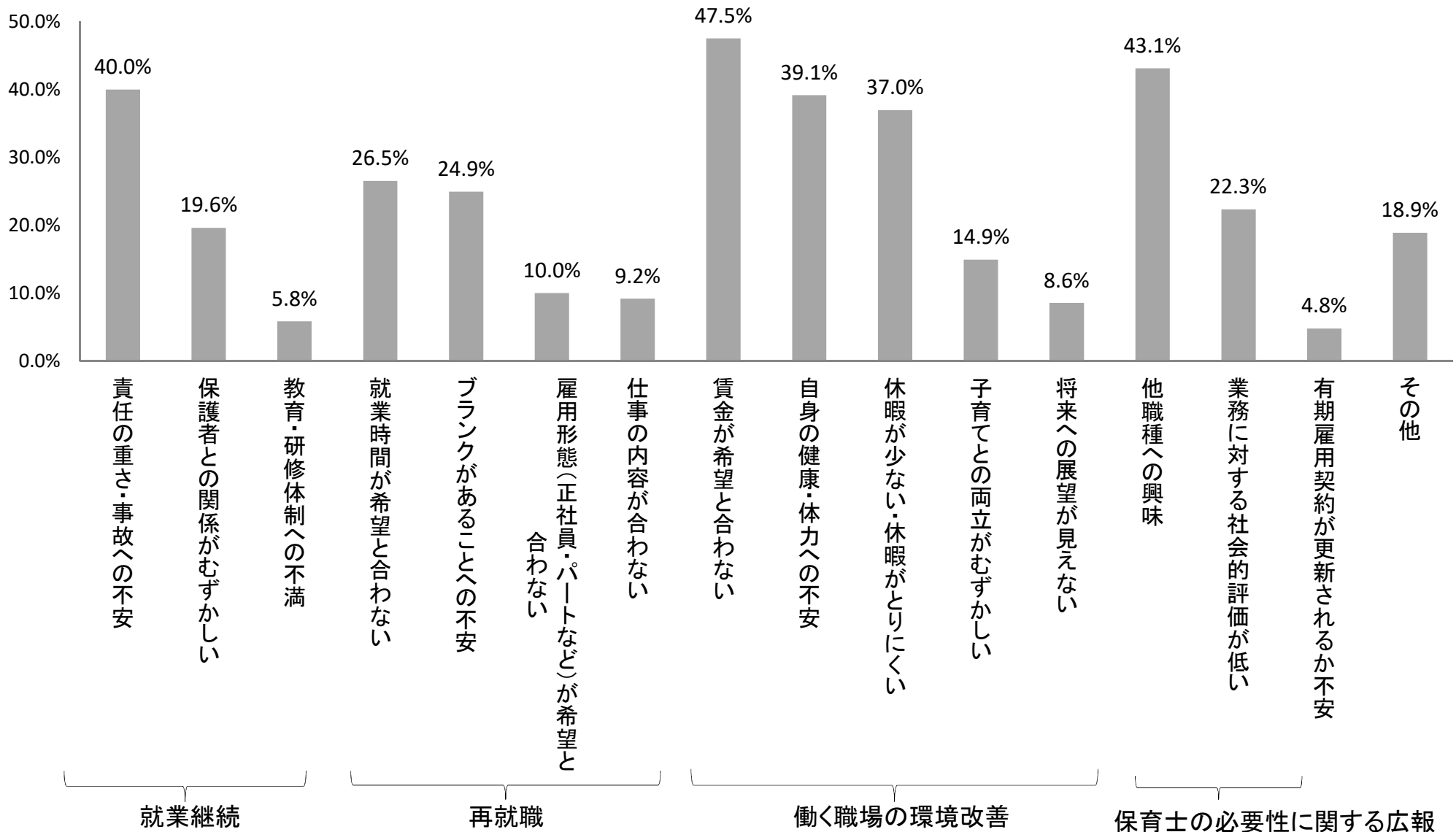
過去に保育士として就業した者が再就業する場合の希望条件（複数回答）

○保育士が再就業する場合の条件としては、通勤時間、勤務日数、勤務時間等が多く挙げられている。



保育士として就業を希望しない理由（複数回答）

○働く職場の環境改善に加え、再就職に当たっての課題も多く挙げられている



(出典)「保育士資格を有しながら保育士としての就職を希望しない求職者に対する意識調査」(厚生労働省職業安定局、平成25年)
ハローワークの保育士資格を有する求職者に対する調査結果(n=958) うち保育士としての勤務経験がある者が69.7%

1. 基本的な考え方

- **保育士の仕事は魅力であふれている。**
 - ・子どもの育ちに関する高度な専門知識を備えた専門職
 - ・多くの子どもを見守りながら育み続けることができる仕事
 - ・子どもの成長の喜びを保護者と分かち合える等
- 保育の質の中核を担う保育士の確保や専門性を向上させていくためには、主に、以下の方策の推進が必要。
 - ① **保育士の職業の魅力幅広く地域や社会に発信するとともに、養成段階の取組を充実させること**
 - ② **保育士が生涯働ける魅力ある職場づくりを推進するため、働き方改革と業務効率化・業務改善を進め、技能・経験・役割に応じた処遇としつつ、多様で柔軟な働き方を可能とする職場環境を整備していくこと**
 - ③ **保育士資格を有する者と保育所とのマッチングを図るため、保育士・保育所支援センターは関係機関とネットワークを構築すること**
- 本報告書を踏まえ、国や地方自治体、保育団体、養成校団体、保育所等の関係者が、取組を進めていくことが期待される。

2. 具体的な方策

① 保育士の職業の魅力発信・養成の充実

保育士の職業の魅力や専門性を地域や保護者等に発信するとともに、養成段階の取組を充実させる。

(具体的な取組)

- **保育所を「開く」、保育参加を呼びかける**
 - ・保護者や地域の住民等に保育所を積極的に開く(職場体験・ボランティア等)
 - ・保護者に保育参加を呼びかけ、保育現場の日常、子育ての楽しさ、奥深さを知ってもらう
- **関係機関の連携による保育の魅力発信**
 - ・保育の魅力発信する基盤の構築の検討
 - ・HPやSNS、漫画等を活用し、国、養成校、保育団体等が連携して、魅力を発信
- **養成校における教育の充実と質の向上**
 - ・養成校と保育所双方の実習担当者の共通研修等を実施
 - ・保育現場との協働により、教育の質の向上
 - ・卒業生の横のつながりの強化・保育士のコミュニティ作りのサポート

② 生涯働ける魅力ある職場づくり

働き方改革と業務効率化・業務改善を両輪として行い、保育士が生涯働ける魅力ある職場づくりや、やりがいに見合った職場づくりを推進する。

(具体的な取組)

- **保育所における働き方改革の推進**
 - ・産休・育休後のキャリアパスの明確化や多様で柔軟な働き方を選択できる勤務環境の整備、技能・経験・役割に応じた処遇となるよう、労務管理の専門家による支援や働き方に関する研修会の開催等による支援
 - ・財源確保と併せて、引き続き処遇改善の検討
- **ICT等による業務効率化と業務改善の推進**
 - ・作成書類の在り方を踏まえたICT化、保育補助者等の活用のガイドラインの策定、研修による普及
 - ・ICT等の活用に係る研究の推進
- **ノンコンタクトタイムの確保、保育の質の向上等**
 - ・ノンコンタクトタイムを確保し、保育の振り返り等を行う
 - ・オンライン研修の推進、公開保育等の推進
 - ・保育士が外部人材に相談しやすい環境整備
 - ・シニア人材の活用の推進

③ 保育士資格保有者と保育所のマッチング

保育士・保育所支援センター(保・保センター)が関係団体等と連携して、ネットワークを構築し、機能強化を図る。

(具体的な取組)

- **保・保センターの機能強化**
 - ・ハローワーク、養成校や保育団体とのネットワークの構築
 - ・学生等の資格取得支援や現役保育士の就業継続支援の実施
 - ・センターの好事例の収集、周知
- **保・保センターへの登録の推進**
 - ・センターの認知度向上
 - ・離職時の住所等の登録の努力義務化を含む、「潜在保育士」の把握方法の検討
- **その他**
 - ・保育士試験合格者に対する実習の推進
 - ・民間職業紹介事業者に対する規制や取組について、保育所関係者へ周知

保育人材の確保に向けた総合的な対策

- ◆ 「新子育て安心プラン」に基づく約14万人分の保育の受け皿整備に必要な保育人材(新たに約2.5万人)の確保を含め、処遇改善のほか、保育の現場・職業の魅力向上を通じた、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援に総合的に取り組む。

新規資格取得支援

- 保育士修学資金貸付の実施（養成校に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け）
 - ・学費5万円(月額)など。卒業後、5年間の実務従事により返還を免除
- 保育士の資格取得を支援
 - ・保育所等で働きながら養成校卒業による資格取得を目指す方への授業料、保育士試験の合格による資格取得を目指す方への教材費等の支援
- 保育士試験の年2回実施の推進（27年度：4府県で実施 → 29年度：全ての都道府県で実施）
- 保育士・保育の現場の魅力発信（情報発信のプラットフォームの構築など、様々な対象者に対して魅力発信を実施）【R3 予算】

就業継続支援

- 保育所等におけるICT化の推進
 - ・保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化に係るシステムの導入費用や翻訳機等を支援
 - ・都道府県等で実施されている研修のオンライン化【R2 補正】
- 保育補助者の雇い上げの促進（保育士の業務を補助する方の賃金の補助）
 - ・補助要件（勤務時間週30時間以下の要件）の撤廃&補助基準額の引き上げ（1施設1名分（233.3万円）→(311.1万円)等）【R3 予算】
- 保育体制強化事業の促進（清掃等の業務を行う方の賃金の補助）
 - ※園外活動時の見守り等にも取り組む場合：月100千円→月145千円等【R2 予算～】
- 保育士宿舍借り上げ支援（補助額：一人当たりの月額を市区町村単位で設定（月額8.2万円を上限）、支給期間：採用から5年以内※）
 - ※直近2カ年のいずれかで保育士の有効求人倍率が2以上の場合には採用から9年以内【R3 予算】
 - ※令和2年度に事業の対象だった者は令和2年度の年数を適用【R3 予算】
- 保育士の働き方改革への支援
 - ・労務管理の専門家による巡回支援や魅力ある職場づくりの啓発セミナーの実施【R3 予算】
 - ・保育士確保や定着、労働条件等の改善に関して、保育士の相談窓口を設置【R3 予算】

離職者の再就職支援

- 保育士・保育所支援センターの機能強化（潜在保育士の掘り起こしを行い、保育事業者とのマッチング支援（職業紹介）を実施）
 - ・マッチングシステムを導入する費用を支援し、業務の効率化・きめ細かなマッチングを実施（補助額700万円）
 - ・保育補助者等のマッチングや現職保育士に対する支援、管内の保育所等への巡回等によるマッチング機能の向上【R3 予算】
- 潜在保育士再就職支援事業
 - ・長いブランクによる潜在保育士の職場復帰への不安を軽減するため、保育所等が潜在保育士を非常勤として試行的に雇用する際に行う研修等に要する費用を補助（補助額10万円）
- 就職準備金貸付事業（再就職する際等に必要となる費用を貸し付け（40万円）、2年間勤務した場合、返還を免除）

保育士等キャリアアップ研修ガイドラインの概要

- 保育現場においては、園長、主任保育士の下で、初任後から中堅までの職員が、多様な課題への対応や若手の指導等を行うリーダー的な役割を与えられて職務にあたり、こうした職務内容に応じた専門性の向上を図るため、研修機会を充実させることが重要。
- 保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修について、一定の水準を確保するため、研修の内容や研修の実施方法など、必要な事項を定めるガイドラインを策定。
(「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)(令和元年6月24日付一部改正))

実施主体

- ・ 都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関
 - ※ 都道府県が適当と認める団体に委託することも可能。
 - ※ 研修実施機関は、市区町村、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体に限る。

研修分野・対象者

【専門分野別研修】

- ①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援

<対象者>

- ・ 保育所等の保育現場において、各専門分野に関してリーダー的な役割を担う者(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

【マネジメント研修】

<対象者>

- ・ 各分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う者(当該役割を担うことが見込まれる者を含む。)

【保育実践研修】

<対象者>

- ・ 保育所等の保育現場における実習経験の少ない者(保育士試験合格者等)又は長期間、保育所等の保育現場で保育を行っていない者(潜在保育士等)

指定手続き

- ・ 研修実施機関は、研修会場の所在地の都道府県に指定の申請を行うものとする。
- ・ 指定を受けた研修について、翌年度にも実施しようとする場合、届出書を提出することにより、翌年度も引き続き指定の効力を有する。

研修時間

- ・ 1分野15時間以上とする。
※園内研修を受講する場合は、1分野最大4時間の研修時間短縮

講師

- ・ 指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して、十分な知識及び経験を有すると都道府県知事が認める者

研修修了の評価

- ・ 研修修了の評価については、15時間以上の研修の受講を確認するとともに、研修の受講後にレポートを提出させるなど、研修内容に関する知識及び技能とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認するものとする。

研修修了の情報管理

- ・ 都道府県及び研修実施機関は、研修修了者に対し、修了証を交付する。(修了証は全国で有効。)
- ・ 都道府県及び研修実施機関は、研修修了者の情報管理を行うこととし、保育士登録番号や氏名、生年月日、住所等を記載した研修修了者名簿を作成する。

保育士等キャリアアップ研修の分野及び内容

研修分野	ねらい	内容
①乳児保育 (主に0歳から3歳未満児向けの保育内容)	<ul style="list-style-type: none"> 乳児保育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた保育を行う力を養い、他の保育士等に乳児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 乳児保育の意義 乳児保育の環境 乳児への適切な関わり 乳児の発達に応じた保育内容 乳児保育の指導計画、記録及び評価
②幼児教育 (主に3歳以上児向けの保育内容)	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた幼児教育を行う力を養い、他の保育士等に幼児教育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育の意義 幼児教育の環境 幼児の発達に応じた保育内容 幼児教育の指導計画、記録及び評価 小学校との接続
③障害児保育	<ul style="list-style-type: none"> 障害児保育に関する理解を深め、適切な障害児保育を計画し、個々の子どもの発達の状態に応じた障害児保育を行う力を養い、他の保育士等に障害児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害の理解 障害児保育の環境 障害児の発達の援助 家庭及び関係機関との連携 障害児保育の指導計画、記録及び評価

研修分野	ねらい	内容
マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> 主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う立場に求められる役割と知識を理解し、自園の円滑な運営と保育の質を高めるために必要なマネジメント・リーダーシップの能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> マネジメントの理解 リーダーシップ 組織目標の設定 人材育成 働きやすい環境づくり

研修分野	ねらい	内容
④食育・アレルギー対応	<ul style="list-style-type: none"> 食育に関する理解を深め、適切に食育計画の作成と活用ができる力を養う。 アレルギー対応に関する理解を深め、適切にアレルギー対応を行うことができる力を養う。 他の保育士等に食育・アレルギー対応に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 栄養に関する基礎知識 食育計画の作成と活用 アレルギー疾患の理解 保育所における食事の提供ガイドライン 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン
⑤保健衛生・安全対策	<ul style="list-style-type: none"> 保健衛生に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用ができる力を養う。 安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力を養う。 他の保育士等に保健衛生・安全対策に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健計画の作成と活用 事故防止及び健康安全管理 保育所における感染症対策ガイドライン 保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
⑥保護者支援・子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> 保護者支援・子育て支援に関する理解を深め、適切な支援を行うことができる力を養い、他の保育士等に保護者支援・子育て支援に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者支援・子育て支援の意義 保護者に対する相談援助 地域における子育て支援 虐待予防 関係機関との連携、地域資源の活用

研修分野	ねらい	内容
保育実践	<ul style="list-style-type: none"> 子どもに対する理解を深め、保育者が主体的に様々な遊びと環境を通じた保育の展開を行うために必要な能力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育における環境構成 子どもとの関わり方 身体を使った遊び 言葉・音楽を使った遊び 物を使った遊び

保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会 議論のとりまとめ【概要】

2020（令和2）年6月26日

1. 保育所等における保育の質の基本的な考え方

我が国の保育所保育の特色
(遊びの重視・一人一人に応じた関わりや配慮・子ども相互の育ち合い等)

保育の現場において求められること
(保育所保育指針の理解と実践、職員間の連携・協働やマネジメント等)

保育の質は、子どもが得られる経験の豊かさと、それを支える保育の実践や人的・物的環境など、多層的で多様な要素により成り立つ。
(保育の質を捉えるに当たり、「子どもにとってどうか」という視点を基本とする・一定の水準で保障すべき質と実践の中で意味や可能性を追求していく質の両面がある・様々な文脈や関係性を考慮することに留意)

2. 保育実践の質の確保・向上に向けた取組のあり方

保育の質の確保・向上に向けた取組が実効性あるものとなるよう、関係者が共通理解を持って主体的・継続的・協同的に改善・充実を図ることが重要。

① 保育所保育指針を共通の基盤とした取組

- 評価・研修等様々な取組を、関係者間で理解を共有し一貫性をもって実施

② 組織及び地域全体での取組

- 保育士一人一人の主体的・継続的な参画と、そのための職場の環境づくり
- 地域において、各現場のリーダー層や職員が互いに学び合う関係の形成

③ 多様な視点を得る「開かれた」取組

- 現場間で保育士等が互いに保育を見合い対話する機会の充実・促進
- 保育に関する様々な立場からの多面的・多角的な検討の実施・普及

④ 地域における支援人材の確保・育成

- 現場を支持的・協同的に支援し、地域的な取組の中核を担う人材の配置

⑤ 地域の取組と全国的な取組の連動

- 現場の保育士等と地域の学識経験者等が協同的に関わる取組の実施
- 各地の事例や意見等を全国的に検討・協議する仕組みの構築

3. 今後の展望

今後、保育の質の確保・向上に向けた一連の取組を進めるに当たっては、国や地方自治体において、以下の施策を行うことが重要。

- 保育所保育に関する理解を広く促進するための周知・啓発 ● 「保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）」に基づく保育内容等の評価の充実
- 地域におけるネットワークの構築推進 ● キャリアアップ研修等、保育士等の資質・専門性向上の機会の確保・充実 ● 関係者間の情報共有・意見交換の場づくり

※ 今後検討すべき事項として挙げられた「3歳未満児の保育」「移行期の保育と接続」「特別な配慮を必要とする子どもの保育」「保護者に対する子育て支援」に関しては、調査研究と実践を連動させながら継続的に情報共有や理解促進を図る。

わいせつ行為を行った保育士の資格管理等に関する方針

性犯罪・性暴力対策の強化の方針（令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議）（抄）

（わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分）

児童生徒等に対してわいせつ行為に及んだ教員については原則として懲戒免職とすることや告発を遺漏なく行うことを徹底するよう、改めて各教育委員会に指導する。また、過去に児童生徒等へのわいせつ行為等を原因として懲戒処分等を受けた者の教員免許状の管理等の在り方について、免許状失効から3年経過すれば再取得可能となっていることを含め、より厳しく見直すべく、他の制度との関係や法制上の課題等も含め検討を進める。あわせて、保育士等についても同様の対応を検討する。さらに、わいせつ行為が行われないう、必要な環境の整備を図る。

田村厚生労働大臣閣議後記者会見発言（令和2年10月20日）（抄）

それから文科省に関してはいろいろなわいせつ事案の教員免許、これに対して管理の厳格化をすればどうだというような検討が行われているということは承知しておりますので、我が省で言えば保育士ということになるのか、教員免許というものに対応するものとすればですね、この保育士について必要な検討をしていく必要がある。

これは文科省がこれからどのような方向性に向かっていくのか注視しながら、我が省としてもしっかりと対応していかなければならないと、免許の再取得は年限が確か教員の方は3年、うちの方は2年だったと思いますので、そういうこと含めてどういうふうこれからあるべきか、ということは検討してまいりたいと思います。

いずれにしてもわいせつ行為は許されることではありませんし、お子さんには心に傷が一生残る話でございますので、こういうことが起こらないようにしっかりと厳格化していく中でこういうことを防げるように努力してまいりたいと思います。

（参考）児童福祉法においては、次のいずれかに該当する者は保育士になることができないこととされている。

- ①精神の機能の障害により保育士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ③児童福祉関係法の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ④虚偽等に基づく登録や信用失墜行為・秘密保持義務違反により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

6 保育に関する中長期的課題について

- 人口減少地域等において、保育所の利用児童数が減少する中で、既存の施設規模の縮小などの検討が求められること
- 地域で孤立する子育て世帯が見られる中で、保育所や保育士の専門性を活かした支援が考えられること
- 多様なニーズを抱えた子ども・家庭への支援の重要性・必要性が高まり、支援の強化が求められること
- 今後、生産年齢人口が減少していく中で、保育のニーズに応え、利用者に安心を与える保育士の確保が求められること